

平成 26 年 12 月 15 日（月曜日）

第 4 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 2 日 目）

平成26年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	片山 正弘 君
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	櫻井 公一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	高平 功悦 君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷 清一 君
財務課長	舘山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純 君
町民福祉課長	阿部 利夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間 澄江 君
産業観光課長 兼観光班長	阿部 礼子 君
建設課長	中西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安部 新也 君
水道事業所長	櫻井 一夫 君
震災復興対策監	小松 良一 君
参事兼産業振興班長	伊藤 政宏 君

参 事 兼
まちづくり支援班長兼
震災復興対策室長

千 葉 繁 雄 君

参 事 兼 建 設 班 長

赤 間 春 夫 君

総 務 管 理 班 長

太 田 雄 君

教 育 長

小 池 満 君

教 育 課 長

櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第2号)

平成26年12月15日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議員提案第8号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

〃 第 3 議案第114号 松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の
制定について

〃 第 4 議案第115号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について

〃 第 5 議案第116号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

〃 第 6 議案第117号 松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の
一部改正について

〃 第 7 議案第118号 職員の給与に関する条例の一部改正について

〃 第 8 議案第119号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

〃 第 9 議案第120号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

〃 第10 議案第121号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

〃 第11 議案第122号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部改正について

〃 第12 議案第123号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

〃 第13 議案第124号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について

- Ⅱ 第 1 4 議案第 1 2 5 号 市町の境界変更について
- Ⅱ 第 1 5 議案第 1 2 6 号 境界変更に伴う財産処分の協議について
- Ⅱ 第 1 6 議案第 1 2 7 号 町道の路線認定について
- Ⅱ 第 1 7 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定について【松島町長松園デイサービスセンター】
- Ⅱ 第 1 8 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定について【松島町健康館デイサービスセンター】
- Ⅱ 第 1 9 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定について【品井沼農村環境改善センター】
- Ⅱ 第 2 0 議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について【松島駅前駐輪場】
- Ⅱ 第 2 1 議案第 1 3 2 号 指定管理者の指定について【松島町野外活動センター】
- Ⅱ 第 2 2 議案第 1 3 3 号 工事請負契約の変更について【松島町児童館建設工事】
- Ⅱ 第 2 3 議案第 1 3 4 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算（第 7 号）について
- Ⅱ 第 2 4 議案第 1 3 5 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- Ⅱ 第 2 5 議案第 1 3 6 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- Ⅱ 第 2 6 議案第 1 3 7 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 4 号）について
- Ⅱ 第 2 7 議案第 1 3 8 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- Ⅱ 第 2 8 議案第 1 3 9 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

利府町—————ほか2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名します。

日程第2 議員提案第8号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議員提案第8号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第8号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第114号 松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する
条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第114号松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回のパノラマハウスのことなんですが、私、このパノラマハウスについてイメージが全く湧かないということでございますので教えてほしいんですが、中身が決まってから条例化するものではないかと私は思うんですけども、この施設というものは、管理人が在駐して随時あいている交流館とか勤労青少年センターみたいなものなのか。必要ときにあけるコミュニティーセンターみたいなものなのか。それとも、直営で飲食を提供しているベイランドのようなものなのか。それとも、以前のパノラマハウスのような形で運営されるものなのか。そういうことをちょっと詳しくお聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に、前のパノラマハウスと同じような形態にしたいと思います。ただ、今回は復興交付金を有効活用して交付金で建てるということなので、前は普通財産でした。今回は行政財産という形になりますから、形態は同じように貸すにしてもまず条例をつくって、指定管理者にするか行政財産目的外使用にするかということで、今回は指定管理の条文がありません。これは指定管理がなじまないということがありますので、行政財産の目的外使用で貸し出しをするというイメージでございます。ですから、箱物はまだできておりません。実際は7月ごろに完成ということなので、その前に条例を制定してからでないと行政財産の目的外使用も公募できないということなので、この条例を審議していただいて承認いただければ、直ちに公募をかけたいというイメージでございます。

箱物そのものは、前のパノラマハウスと何ら変わらない形態です。まず、地下1階ですけども、そこは使用料1,000円で取りますけれども、そこは原則的にいろいろなイベントのときに使う。ただ、地域の方々が使う場合は当然無料になるのかなと思います。2階は、行政財産の目的外使用の中で、飲食業関係を町でお金をもらって運営してもらおうと。指定管理者になると、ゼロになるか町からお金を出さなければならないと。そういう運営はちょっとなじまない。逆に町としてお金をいただいて貸す形ということでこれは行政財産と、前の普通財産と違っている形態なのでこういう形になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ほかに交流スペースというものがあるんですが、こちらは料金が載っていませんけれども、こちらは料金は載せていないのはなぜでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に1階の多目的スペースが1,000円をいただくと。上は交流スペースということで、ここは行財の目的外使用で業者が入っても観光客とかいろいろな人が入っても、そこは無料にするよということでここはお金を取らないということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私が言っているのは1階部分の交流スペース、もう一つありますよね。そちらのほうも同じ考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 多目的スペース以外は取らないということになります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 料金なんですけれども、1時間1,000円というと、結構これは高いのかなと私は感じているんですけれども、そこら辺の基準というものはどういうことで1,000円としたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に、ほかの施設、交流館とか集会施設とかそういうのを考慮しながら時間を設定しています。

ただ、ほかのところは、集会施設であれば午前中とか3,000円とか、午後3,000円とか、夜3,000円とかとなっていますから、ここは時間単位で設定したということなので何ら高いわけではないと。ほかのと大体同じということになります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 休館時間とか休日とか指定されていますけれども、こうなっていると後々縛りになってくるんじゃないかなと考えるんですけれども、ここら辺が記載されているのはどういう理由でしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 年中無休というのもいいんですけれども、基本的に年末年始は閉めるよと。ただ、ここで町長が認める場合ということで、行政財産目的外使用で入った方が年末年始もあけたいということになれば、ここのただし書きがありますから、そういうことで休館日とか時間はいろいろやりくりはできるということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 飲食というのが書いてありますけれども、こちら厨房施設等というのは書いていませんけれども、これは新たに入った業者がそういうことでつくるという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 第1条の設置の目的がありますけれども、基本的に前の普通財産のパノラマと同じ形態にしたいということですが、一般財源では建てられないと。復興交付金で避難所となればこういう形にして、ただ前と同じようにしたいという思いがあるものですから、災害時は避難所として活用する。これは、会検も入りますから、会検が入れば当然行政財産ですよということで設置目的で1条目に避難所を図ると。ただ、平時の場合は、こういう形で文面で、平時の場合もずっと避難所というのは災害のときだけです。ですから、平時は有効活用しなければならないということで、飲食の場とか観光客の休憩の場ということで、こういう文面を載せて会検のときにも指摘になるべくならないようにこういう文面にしたということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それで、災害時なんですけれども、これは一番最初に初動でこれを動かすというのは、そこに入る人が初動で災害時のお世話というかそういうことをするというようなんでしょうか。町が直接すぐ入るという形になるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に災害のときには、行政財産目的外使用の方と取り決めはします。公募の中で、平時こういう縛りがありますよと。ただ、災害のときは無料で貸してくださいと。ただ、その対応は町です。そこまでを入った業者には求めないということで、町の職員とかが対応するということです。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質問。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今櫻井議員が大体聞いたと、そういうことで私もちょっと若干質問させていただきたいと思います。

今回多目的ホールと地域交流センター、ホール、そのように分けたということですが、その目的ですね。どのようにしてどういった目的でそういうことを考えられたのか。そして、今回1時間当たり1,000円ということで、今副町長の答弁にあるようにそんな高いことはない、普通の集会施設と同じぐらいかなと思って見ていましたけれども、そういうことでどのように目的を持って別々にしたのかということをお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 最初に、多目的広場をここだけ有料にするというのは、やっぱり復興交付金をもらってやるには、平時もいろいろなイベントでこのまちづくり支援施設ということで復興交付金をもらっているものですから、一部はこういう多目的広場をつくらなければならないと。広場というか施設をですね。行政財産目的外使用で全部を貸すというのは、利用料もありますけれども、この交付金をもらった趣旨に反するというのもあるので一部は1,000円で貸し出し。ただ、基本的には地域の近くの方々というのは、規則で免除になるのかなと思います。集会施設と同じような考えで基本的に貸し出しをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、この条例の中で3条は休館日と、それから4条は時間、そして町長が特に必要があるときはとなるわけです。そして、9条に行くと今度は規則と、それから13条も規則とこのようになっております。このように規則で定める基準、使用料減額、免除することができる。または、13条のパノラマハウスの管理運営に関して必要な事項は規則で定めるとこのようになるわけですね。

この条例をつくる以上は、この規則とはどういうものなのか。ちょっとわからないんですね。どのような条件の中で減免になるのか、免除になるのか。大体ぼわっとはわかるけれども、やっぱり明文化させないとこれはまずいのかなと。それから、町長が認めるとき、どういうものがあるのか。運営管理に関してはどういうものか。以前私も借りていましたから、ある程度は何となくはわかりますけれども、そういうものでこの条例を出す以上は、規則というものはもう当然つくっているのかなと思っておりますけれども、出ているわけですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 規則は原則的にはまだできておりません。ただ、例えば9条の使用料の減免ということで、これは打ち合わせの中で先ほども申し上げましたけれども、あそこの地域の方々、下の地域の方々が集会施設がないということもあるので、基本的に町のほかの集会施設と同じような形で減免という形にしましょうという話はなっております。

あとは町長が認める場合ということで、これは行政財産目的外使用で貸し出した場合、入った業者がもうちょっと長くしたいとか、それは話し合いの中で休み、あとは時間、それを話し合いでしてそれで町長がいいということになれば、それで認めるという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになれば、やっぱりこういう条例を出すということになれば、この規則をまずつくってそれを並行して私たちに議論させるべきではないかなと思うんです。運営管理に関してということで一番最後にもありますけれども、そういうことで私はちょっと。そして、この条例が決まれば公募としますよと。公募の方法はどうするんですかとか、それを全部行政側で当然公募の方法を出すんですけれども、いつ出すのか。何日間か。そういうことも含めて私たちに説明されないと、ちょっとこういうのはわからないんじゃないかなと思うんですね。どうなんですか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 行政財産目的外で使用する場合は、それは規則ではつくりません。これは今までも規則ではつくっておりませんので、これを提示する必要は私はないと思います。これは今までの何十年の中で、目的外で公募してそれも一緒に出すということは今まで出したことはありません。私も出す必要はないと判断して今回出していない。

ただ、流れとしては、この条例が議決になれば12月下旬からホームページと松島の1月の広報に載せます。条件としては、町内の飲食業として2年か3年実績のある方々ということですね。あとは、家賃料、家賃料という言い方は前は家賃でしたけれども、今回は行政財産目的外使用となりますから、月大体12万円ぐらいになります。ですから、月10万円以上になります。ですから、年間で120万円以上の家賃をいただくということでこれは積算しております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その公募の方法とかなんとか規則は決めないというのはわかります。

でも、こうやって議論する以上、規則というものを本当に出してもらわないと、どうなっているのかなとこれだけではなかなかわかりにくい部分があるんです。そういうことになって、やはりこれはちょっとどうなのかなと、この条例案は。そう思います。

それから、先ほども櫻井議員も言いましたけれども、厨房、当然飲食とここには書いているわけですね。飲食を提供すると書いているわけですね。かつて、どんぐり、今の保健福祉センターはあそこに食堂もありました。そして、松島町があそこに厨房施設も全部つくって、それで借りる人にどうぞこれを使ってくださいということがあったわけですね。今回は、この図面を見てもそういうことはない。当然入っていないんですけれども、その辺は先ほどの答弁で使われる方が全部用意するということなんですから、今回の支援施設とどんぐりの保健

福祉センターの、これは違うということなんでしょうか。厨房施設は入れないよということなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） まず、施設ごとによって厨房が入る場合と入らない場合がありますから、必ず厨房をつけるとかそれは別なので、それは公募の仕方によってですから、厨房は復興交付金の中で対象にならないということなので、じゃ、町単独でつけますかということもあります。ただ、保健福祉センターはもともと建設時からいろいろな思惑があって厨房施設があったということで、今回は単独でつけるまでではないと。これは、入業者の方が設置するという条件で公募を出すという予定です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それと、この開館時間から営業時間から町長が必要と認めるとこういうふうに皆ありますけれども、こういう場合は契約時点でその管理する人があらかじめ年中無休ですよと、こうさせてくださいということ、それから使用時間は決められていますね、9時までだと。そういうことも含めて事前にもう契約時点でこの1項を設けながら、町長の許可をもらえばあとは必要ないということになるわけでしょうか。1回1回その都度、9時過ぎました、そういうことでお願いを申請するわけですか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に、行政財産目的外使用で業者を公募します。何社来るかわかりませんが、色川議員も言われたとおり町内業者を優先したほうがいいという議員さん方もあるということなので、まず町内業者で募集をかけると。その中で計画書を出してもらいます。いろいろな災害時とか営業時間とかそれを審査します、うちで。そこで点数をつけてやりますから、その時点でヒアリングしますから、例えばA業者が9時まで、朝9時でなくてももっと早くしたいということになれば、それは計画書の中で出してくると。それをヒアリングして妥当性があるかどうかというのを町で判断すると。休みも同じですけども、A業者、B業者、いろいろあると思うんですよ。やっぱり月10万円以上の家賃というか使用料を出さなければならないというのは、結構いい金額だと思うんですね。それで営業の収支を図らなければならないとなれば、そのA業者とかB業者、いろいろ休みも休まないでやるという方もいらっしゃるし、朝も早くしたいと、逆に夜遅くしたいという方があって、それが妥当性があるかどうかというのを審査会で審議するという流れになります。

実際は、先ほど一番最初に色川議員が質問して、どのぐらいの公募期間というものがありましたけれども、そこを答えませんでしたけれども、1月の中旬ごろまで第1回募集をしたいと。質疑応答をお互いに受けて、2月の中旬に審査会を開きたいということです。その後決定してから厨房とかを設置しますから、条件としては7月1日から開業に向けてお願いしたいという条件になろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、7月1日から営業ですよね。私は以前この12月いつ出すんですかと、この条例案は。それで、12月まで出したいという町長の答弁でしたね。そういうことで、私はもう3月のこれは末日で工期契約だと。そういうことで4月か5月ごろにはオープンできるのかなと思っていたんです。だから、私はそのとき、する人のためにも早目に出したほうがいいんじゃないですかという発言をしたわけですがけれども、今回は7月1日だと、施行が。それで1月号に出すと。条例が決まれば。それで2月に公募だと。余りにも早いんじゃないですか、それじゃ。考える余地ができないんじゃないですか。何か出来レースみたいな感じで私はちょっと受けるんですけれども、これ議決、この場で決めて1月の広報に出して、2月には決めますよと。これはおかしくないですか。やっぱり3月までとか4月までとか、そこまでやっぱり準備するのに3カ月あれば飲食店はできますよ。それを半年前から決めて、これはちょっと性急過ぎるんじゃないかなと私は思いますけれども、どう思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 実際、今までのこれは指定管理で募集するわけではありませんけれども、指定管理の場合も大体今までこういう期間を設けていたということです。

ですから、12月下旬からホームページで載せますけれども、1月の広報と。ですから、二、三週間の間に計画書を出していただければ、そこで2月に審査すると。そして、実際箱物ができるのが6月下旬が間違いなくできるということなので、前も浄化槽とかいろいろ変更しましたよね。そういうのもあるので、箱物が実際できないので開園はできないということで7月1日です。当初は4月1日開園ということは言いましたけれども、浄化槽とかいろいろな条件が変わってきたということなので7月1日で開園と、開設と。施設が開設なので、それから逆算していったということです。ですから、業者がすぐ入れるかということ、厨房の設置とかまだ箱物ができていないのですぐはできないということなので、こういう流れになったということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だから、建物が遅くなったんだから、やっぱり町内業者が何人かおっと、俺もやりたいなと、考えたいなと。そういう時間の余裕ができたんじゃないですか。4月に本当は考えていたのが、7月からだと。3カ月延びたんですよ。そしたら、町内業者のそういう関心を持っている人がもしいらっしゃったら、少し考える時間を与えたらいいんじゃないですか。何もそんなに急ぐことはないんじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 急いでいるわけではありませんけれども、そういう意見もあるのであれば、私たちも何もその月日にこだわっているわけではない。まず、議会で条例を出して、皆さんのご意見を聞いてから12月のホームページ、1月と考えていますけれども、色川議員がそういう事情とか町内の業者とかもっと時間を1カ月とかということになれば、それはずらして公募はいたします。ですから、今のスケジュール、最初に言ったのではなくてそれを公募を1カ月にして、要するに2月までまたいで2月の下旬に審査をするとか、3月上旬にするとかということとは可能です。ですから、何もすぐこだわっているわけではないです。条例を出す前に、そういうストーリーで時間でやったらどうだというのが役場の中で議論したところでございます。ですから、色川議員の意見も踏まえて1カ月ぐらい町内の業者が、ですから1月の広報と2月の広報に2回載せて、じゃ、やってみるかという考える時間をもっととってそれはやりますので、変更ということで時間をもう少しふやしますと、公募する期間を。ということで変えたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのようにしていただきたい。これは関心事なんですよ、町民の人の。どのように進むのかなと。パノラマ、まだあそこまでできているの、もう本当によく聞かれるんです。どうするんだべねということで、誰から見ても、ああ、時間もちゃんととってそのようにちゃんとしているんだなということになっていただければ、私はそれでいいのかなとこのように思います。

それから、もう一回なんですけれども、やっぱりこの規則というのは私たちに出してほしかった。本当にどのような内容でもってこれをやるのかということで、じゃないとこれは櫻井議員もさっぱりイメージが湧かないということになるとこのように思いますので、その辺をやっぱりこの次ということはないんですけども、非常に残念だなとこのように思います。

あその場所は、本当に待望、皆さんが今まで西行戻しの松のあの景色を見た人たちは、早くできないかなという思いでこれを待っている施設なんですね。そういう中で、やっぱりよ

りいいものをつくっていただければありがたい。

それから、この図面を見まして、以前私もそれからここにいらっしゃる太齋議員も質問しました。トイレですよ。本当にこれ、何ぼ私たちが言ってもどうにも腑に落ちません。このトイレ。これだけの広さのスペースに対して、このトイレというのはあるものじゃないです。商売している人だったらわかります。余りにも私はコンサルの言うことをそのままやったのではないかと思う。私たち議会で何でこんなに質問して、何で私たちの意見も取り入れられないんですか。本当に残念です。

○議長（櫻井公一君） 答弁、職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 色川議員とかのいろいろな質問を踏まえて、トイレも変えています。（「わかりますよ」の声あり）変えています。いいものは変えています。コンサルの言いなりにはなっておりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 以前のパノラマハウス、これよりも小さかったと思うんですよ。いいですか。女子のトイレは何ぼありましたか。3つですよ。3つか4つあったね。男性は最初から少なかったんですけども、あの施設さえあのぐらいのトイレがあったんです。今回幾らあるんですか。何人。あそこにはトイレがあります、町の。しかし、今度はあそこにこんな立派なものができるれば、もっともっとお客さんが行くだらうと思います。そういうことで、このトイレしかつukれないということになると、お客さんにご不便かけるということが非常に考えられるわけですよ。

そういう中で、今からでも設計変更をトイレの部分だけできるというのだったら、簡単にはできないと思いますけれども、非常に私本当に残念なの。そういうことで、もう一回再考してほしい。食べ物をつくるのはいいです。やっぱり利用者のことを考えながらつくっていただきたかったな。私も確かに提案しましたよ。そして、今副町長言うようにふえました。でも、これでも足りない。そういうことなんですよ。どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に、普通財産として飲食業を中心とした施設をつくるために、これは基本はないということです。これは、避難所として復興交付金をもらってやるということなので、飲食業ありき、お客さんありきではないということなので、基本的に前の色川議員とか質問の中でトイレとかが少ないということで、復興交付金の中でもらえる範囲でトイレをふやしたということで、1階、2階にそういう設置をしたということ

なので、基本はこれは行政財産ということなのでそれだけはいえられないと。要するに、100%交付金でもらっているということなので復興庁との協議もありますから、別な施設と違うということなのでそこはご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 町長はそう言うけれども、避難場所となった場合、そこに仮に50人なり100人どんと押し寄せてきたと、入ったと、避難したと。これでトイレは足りますか。そこなんです。何も飲食ばかりじゃないんです。そういう避難場所として位置づけたのだったら、なおさらトイレというものは必要ではないかと。もう少し多く。そういうことを言っているわけですよ。もちろん飲食業にも使います。そういうことで、どうなんだろうかね。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ですから、そう言われると思いましたがけれども、避難所でどっと来るのではないかということと言われると思いましたが。でも、これは復興庁の協議の中で最低限変更でプラスしたのがこれであって、これ以上はえられないということなので、やっぱりあくまでも交付金事業でこれをする。最大限交付金事業でこれだけできるというのを逆にほめてほしいなと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そこまで言われれば、ここまでつくっていただいたのをご苦労さんというほかないんですけれども、やはり今後ずっと運営することになりますと、決まりは決まりだと言われれば何とも言えないんですけれども、やはり残念な施設だなと思うんです。できみないと私たち何とも言えないんですけれども、やはり恐らくオープンして多くの方がいます。その中で指摘されるのは、トイレなのは間違いないです。必ず言われます。そういうことからして、ちょっと残念な結果が出てくるのではないかなとこのように思いますので、1つ後のことも考えながらつくっていただければと思います。

また、ここの施設は大体何人ぐらい収容できるんですかね。仮に避難すると。それから、飲食の場を提供する場合、どのぐらいの収容になるんですか。飲食をする場合、人それぞれなんですけれども、まず避難場所、何人収容なんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 避難場所としての床面積の算定なんですけれども、ここには180人避難するという想定で建物の床面積の規模を設定しております。

○議長（櫻井公一君） 飲食は。職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 飲食業は基本的に計画書を出してもらって、このスペースに何人でどういう形態かということで事業者から提案をもらって、それでやるということがあります。なぜかという、一部は無料で観光客もここを利用してもらおうというのがありますから、全部を全部フロアを使うということではありませんので。こういうやり方であるのが、昔であれば県立公園の一部喫茶店とか入っていますけれども、あそこもその飲食を利用しなくても座れるというか休憩できると、そういう例もありますので何人というのは確定はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） じゃ、最後の質問になりますけれども、ここに条例で使用料の減額もできると。これは交流スペース、家賃12万円だと答弁ありました。これもまず契約したと、月12万円ですよということがあります。今副町長の答弁によって、大変やる人も高額の金額ですよという答弁ありました。それもあるでしょう。それで、この1項目に減額もあります。それも適用になるのかどうか。この減額は、多目的スペースの部分の減額だと。交流スペースの家賃は12万円だと。3年間やってみたと。1年間やった、2年間やった、3年間やってみたと。そういうときどうしても苦しいという場合、減額ということも考えられるのではないかなと思うんですね。その場合、そういう考え方、ここの部分の適用はならないかもしれないけれども、その部分はどうなりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁の前に家賃は10万円と言っていました。職務代理者、答弁。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 第9条の使用料は、多目的広場の時間1,000円のです。業者が入るのは行政財産目的外使用ということで、財務規則の中でパーセントが決まっています。その価格の何%ということですから、1回目はその金額でまず5年間でどうですかと。ただ、行政財産目的外使用というのは、ほかの自治体も当然法律の中で1年ごとに更新というのがありますから、ですから1年ごとということがありますので、基本的にはその金額で公募した方は、やっぱりA、B、Cという5者が来てAが決まったよと、月10万円前後でですね。いや、途中2年目からやっぱり10万円でできなかったという、ほかの4者が俺はできると言ったのに何でという不公平感がありますから、そこはああそうですかということとは簡単に言えないと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私は12万円だと思っていたら10万円だということで、10万円も12万円もそんなに変わらないかもしれないけれども、こんな立派な施設で本当に10万円なんていうと

考え方によっては安いなど。本当に仙台の人なんか安いなど。設備から何から見たらそう思うんですよ。ただ、松島の方はそうではないと。松島の方たちは冬のことも考えるから、トータルすると何だと、やってられないなどということもあるんですね。そういうことを含めながら、やはりやりやすい値段にさせていただいたと。私は、10万円ぐらいだったらやれるのではないかなと。そういうことでありますので、どうか本当にやる人が1年でも2年でもずっとやれるような、そのように温かい支援を私はしてほしいと思うんです。誰からも愛されるあれだけの景色ですから、せっかくの建物ですから、極力町としても応援してほしいなどのように思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今の質問で、家賃等の使用料の問題が出ていますので、正確な数字をもう一度確認のために職務代理者から答弁させます。高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） さっき最初に12万円と言って、10万円以上と言いましたけれども、その借りる方が、いや、ここのスペースは私は要らないよということがある可能性も出てくるので、例えば1階のところの地域交流スペース、ここは私は要らないよということになれば、10万円近くになるということなので幅はあるわけなんです。ただ、全体的に今のところ、月、建物の評価額、これはRCとか鉄骨は町で評価できませんから、県税に頼んでいます。県税の評価の基準をもとに町の財務規則の何%を掛けるということになって掛けると、先ほどの訂正をいただいて月11万円4,470円という数値が出ております。これで、年間ですから137万3,640円です。

ただ、私は色川議員とちょっと違うのは安いとは思っていないんです、逆に。10万円以上の金額であそこで運営できるかということになれば、口コミとかいろいろなお客さんが来て半年とか1年とかかかるのかなと思います。ですから、仙台の方が来るかどうかというよりも私たちは基本的に町内の業者でしていただきたいという条件を付したいと。町内の飲食業、要するにホテルとかも入りますから。ホテルとか全部ですね。統計で見ると、一般飲食業ということで2桁以上の業者が該当すると。町内でもということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 済みません。もしですよ。町内業者がいなかったと。そうなれば、どのような対応になるんですか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） これは、入札と直接関係ないんですけれども、一般競争入札の場合というのは、基本的に条件が合えば町内、ただ町内で応募がなければ、2市3

町とか仙台市とか県内とかということに枠を広げていかざるを得ないのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番です。

今最後のほうでの質疑があったからですけれども、まずもってこういった施設管理に関する条例等を上げられるときに、パノラマハウス1本で全部行政財産としてまず位置づけられると思うんですね。その中で、行政財産の目的外使用という形で貸し出す範囲というか、そういったものが図面上で明示されていればなとまず思えるわけですが、その点についてはどうなのでしょうかね。もう一度。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 行政財産目的外使用ということで貸す場合、基本的には多目的スペースは当然使用料を取ります。防災倉庫は、これも基本となる避難所ということで防災倉庫は貸さないということになります。あとは共有スペースということで、トイレとかそれ以外を全部貸すということになります。ですから、基本的には防災倉庫と多目的スペース以外は全部お借りいただいて、賃料というのはあれですが、使用料ですか、行政財産目的外使用料をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 使用料等に付す財産についてということで、まずこの図面から見る描かれる図面の全体を行政財産という位置づけをするということですよ。その中で、今職務代理者がお話しされたいいわゆる行政目的、この施設の本来の目的たるところを描かれている部分については、それを除いて貸し出しする考え方であるということですよ。その確認、もう一度。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に行政財産は全部です。全部補助金でもらっていますから、復興交付金でもらっていますから、この整備したものは全部を行政財産。ただ、そのもらった目的というのは災害のときということなので、災害のときには行政財産目的外使用で業者が入った方が協定、うちで公募します。災害のときには営業してはだめですよ。貸してくださいということまで、そのときには全フロアをその目的に沿った避難施設とするということですので、部分的ではないということです。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） この条例を見ていくと、7条とそういったところについては記載のとお

りなんだろうなと思いますが、もう一つだけ、あくまでこれは施設に関する条例ということで描かれているわけですが、この財産の敷地だとか駐車場ですとか、それらについては、貸し出しされる側についての条件というのは今のところ想定はないんですかね。そのところをちょっと確認します。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） この箱物以外は今西行戻しの松公園復興交付金でもらっていますので、その整備後にどうするかということになります。ですから、その西行戻しの松公園も整備完了後にどうするかというのが出てくると思うんです。基本的に町で直営にするか。駐車場もですね。赤間議員が言った駐車場も全部町で直営するか、芝生とかがありますから管理は、ですからそちらは今のところは指定管理のほうがいいのかなとは思っていますけれども、町直営か指定管理という形になります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今答弁いただきまして、大体私なりにイメージはつかめたわけですが、まずやはり何というんですか、施行を7月1日ということですから、本来ならばこういった財産の条例を制定する前に、言うなれば全員協議会とかそういった場面でさりとならしの案内というんですかね。こういったものをちょっといただけたら、少し検討する余地ができたのかななんて思いながら見ていました。

それで、最後に1点だけなんです、あくまでこれはこの条例がこの議会で通過した後に、1月なり2月に町内に広報等でお知らせするという形をとられるということなんだろうが、その点については間違いないところでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） この条例を出す前は2週間くらいが公募という考えがありましたけれども、色川議員の意見も非常に参考になるということで1カ月以上の公募をしたいということです。ですから、大体1月はお正月とかがありますから、1月から2月の中旬ごろまでがいいのかなと。そこで1カ月間公募をして、その後ヒアリングという形になるかとちょっと変更ということで考えております。

ただ、これは再度色川議員の意見も踏まえて、町長とか担当課とみんなでもう一回打ち合わせをして進めなければならないとは思っております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第114号松島町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第115号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第115号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

この報酬改定の条例を出すに当たって、ちょっと参考までにお聞かせいただきたいということとして、この対象となった職務、行政区長あるいは分館長等、主にですけれども、そういったところの下地として考え方、要するに先進事例とかあるいは県内情勢だとかそういったところをもって、いろいろ報酬等の検討をされたのではないのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今のことにしましては、議員の皆さん懇談会とか提案でも説明させていただきましたけれども、まず今回提案させていただいた種別的なものについては、まず前段としてその代表者あるいは副代表者といろいろの意見交換をさせていただいたというのが1つあります。それから、各種別によっても2市3町、黒川とかそういう今の状況というのもあります。それは一応参考と言えるかどうか分かりませんが、その辺も参考にさせていただきました。

ただし、行政区長につきましては、2市3町、それから宮城黒川、松島と同じような形態をとっているところはございません。おのおの実態の形になっていると。そのほかの消防とかその辺はいろいろ参考にはさせていただいておりますが、基本的には団員の皆さんのご意

見をいろいろ一番に重視しながら、じゃ、それが大体2市3町でどのぐらいの位置に来るかということではありますが、消防団でいえば大体真ん中ぐらいかなと、2市3町で。そういう見方で参考にはさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうですと、お話しいただいたこととして理解できるところなんです、何分その種別に応じた職務に応じているんでしょうけれども、上げ幅がちょっとかなり大きくてこぼこがあるものですから、これは多分この以前に改定された時期から改定、改定ときているんだと思うんですけれども、その間の幅が余りにもあり過ぎた関係でこうなっているのかどうかも含めてなんですけれども、そうしたことによってこのような上げ幅にばらつきが多く出ているのかなというところなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 提案理由の中でもちょっと触れましたけれども、大きな改正としては平成8年以来もう十七、八年となっています。小さい個別的にちょこちょこはあります。そういう中で、一番額的なものとして交通指導がちょっと大きくなった。この辺は中でもいろいろ協議させていただきましたけれども、松島町は観光行政とかそういうことで、そういう面に出ていく面があります。それから、消防と違って保障のこと、いろいろあります。そういう意味も考えた場合、2市3町もちょっと状況を見たら、決して今まではどちらかという低いほうであったということもありますので、逆に観光地でもありますので、この辺のところはちょっと2市3町クラスの少し上位に行くぐらいのレベルで。それから、これがいいかどうかありますけれども、人力的な確保もしていかななくてはいけないというちょっと我々の思いもあります。そういうことを踏まえて、ちょっと割高に高くアップしているところもあります。以上です。（「以上です」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 区長さん等々初め、報酬アップという声が強かったので、そういう中身に応えるという点ではよかったのかなとは思っているんですが、1つお聞きしたいのは、行政員さんのところの問題なんですけれども、前の報酬改定のときも若干触れたことは多分あったのかなとは思いますが、行政区長さんがいて、行政員さんがいてと。その下の班長さんがいるわけですね。区によっては。だから、実際に広報等の配布物を配布しているのは班長さんという形になっているところもあるわけですね。そうすると、その形態からい

くとその班長さんの報酬は基本的にないと。こういう形になっているかと思います。

ですから、その辺についての考え方も含めて整理をする必要性も、それぞれの行政区ごとに対応が違っている部分もあると思うんですが、必要だったのではないかなと思うものですから、その辺についてどんな考えを持って今回の報酬改定をされたのかということをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、今の行政員さんのところで、実際行政員さんのトップのほう、代表、副代表の方、話したときもちよっと触れました。そのときに、各地域によって班長さんのとり方がちよっと変わる。それから、1年1年ローリングしていく。いろいろなことがありまして、それらを踏まえたときに今後の課題ではあるのかもしれませんが、今回の改正ではちよっとその辺は据え置きという言い方、今後の1つの検討事項にあるし、各班の状況をもっともっとちゃんと把握しなくてはいけないということがあって、結果として今回の見直しまでには至らなかったという経緯はあります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今の課長の答弁のとおりだと思いますけれども、いずれやはり住民の中では班長さんをおやりになっている方も実際にいらっしゃるわけですので、今後そういうことも含めて当然検討せざるを得ない時期がやってくるのではないかなと私は思うんですね。ですから、そういう点で今のような形での報酬の支給形態でいいのかどうかも含めて、ぜひその中身を検討してはどうかと。これから来年、再来年というわけではないんでしょうけれども、ここ二、三年かけて、そういう中身もさらに行政区長さんや行政員さん方のお話も聞きながら、変えていく必要があるんじゃないのかなという気がするんですね。

全体としてその報酬の出し方として12行政区があるわけですから、その行政区の中で報酬のあり方それぞれの区に対応できるような中身を考えていただきながら出すという考え方もあると思うんですね。そういう意味で言えば、直接区に対して一人一人の行政員さんなりなんなりにこのお金を出すというだけではなくて、そういうことではなくて直接区に対して町からの請負をする仕事の部分の金額といいますか、対価といいますか、そういうものとして出すということも私は考えられるのではないかなと気もするんですね。ですから、そういうことも含めて今後の報酬のあり方というのを見直しながら、実際に広報等の配布をなさっている方々も含めて、そういうものが届いていく形にすべきではないかと思うんですが、今後の

ことだとは思いますが、その辺についての町としての考えを聞いておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 区長さん方と話をするときも、私たちは近隣町村とかいろいろ調べたんですけれども、今野議員が言われる形態とかいろいろな形態があって、じゃ、これを一概に変えられるかというのが難しいところがありました。あとは区長さん方でも、要するに大きいところを小さいところ、世帯数でまるっきり違うと。磯崎区であれば班長さん方が広報、1年ごととか交代でなっていると。まるっきり形態が違うということで、それはどうですかということも話はしたんですよ。区長さん方も金額を変えると。それは、区長さん方から逆に、やっぱり区長という立場は世帯が大きくても小さくても責任は同じなので同じにしてほしいということはありませんでした。

ただ、班長さん方とかそういう形態は今後の課題かなと思いますので、それはこれからこれで上げてこれで終わりということではありませんので、いろいろ区長さん方とも話をして、ほかの町はこういうのもあるけれどもどうですかということは進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと備考欄、3枚目ですね。備考に選挙長、それから管理者、選挙立会人が当日から継続して翌日にわたり職務に従事した場合の報酬の額は当日分限りの額とすると書いていますね。ということは、1日分ということなんですか。1回分、その翌日にまたがるということで、どのように。1日分なんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。熊谷選管事務局長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 1日分、例えばきのう選挙ありましたけれども、きのうの1つ例で申し上げると、きのうは朝から例えば管理者にしましょう。朝から管理して10時前に終わりましたからこれは該当しませんが、例えば午前1時半まで執務が入ったとした場合であっても、1日分ですよという解釈と。1日分、日額でありますけれども、そこまでは。日をまたがっても出ませんということであります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、1日分というのを普通1日分といったら12時だよ。24時間、12時。それ以降になったら次の日になるわけですよ。そしたら、2日分になって日当ということも考えられないのかなと。そうしたら大変な金額になります。職員が次の日までまたがえば、また人件費が出てくるんですよ。職員の場合は。こういうふうにして、朝か

らずっという皆さん大変な重労働ですね、これね。そういうことも含めてどうなのかなという事でちょっと聞いたんです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷選管事務局長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今職員もちょっと触れましたけれども、職員はそういうことはありません。同じです。2日にまたがっても今回の選挙、投開票事務については例えば幾らと、これが次の日にまたがりましてもそれで終わりです。ですから、1日でございます。基本的に、今回ののは管理者も一律同じでありますということで、その日、日額で精査という形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 済みません。勉強不足で申しわけなかったんですけども、ということは、よく仙台でも東京でも繰り越しますね、翌日に。これも全部1日分ということで、残業とかなんかというのは出ないんですか、それ以降、12時以降は。

○議長（櫻井公一君） 熊谷選管事務局長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 例えば仙台市で大きく見た場合、これは計算するときに時間外、松島町の平均時間外でこの実務に対して何時間を要するという考え方で計算をしております。例えば5時間なら5時間ということ。ですから、極端なことを言ったら、5時間かかっても例えば3時間で終わっても一律の考え方でしています。仙台市のところまでちょっと確認はしていませんが、その計算する時間帯、5時間とか7時間とかそういう形で日額、そこはちょっと仙台市まで確認していませんけれども、そういう計算はしているんじゃないかと。ただ、松島町はこの業務に今回の選挙では何時間要するという考え方で日額を計算しているということであります。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第115号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第115号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩をとります。再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第116号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第116号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案116号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第116号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第117号 松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第117号松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第117号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第117号松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第118号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第118号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回職員の給与も久しぶりに本当にこうして条例化してあげることになりました。よく地方公務員が民間から見たら公務員は高いよとかなんとかという人もいらっしゃいます。そういう中で、国家公務員と地方公務員のよく引き合いに出されますけれども、地方公務員は国家公務員よりちょっと全体的に高いんじゃないかという話もありますけれども、この辺のことについてちょっと質問させていただきたいと思います。

よくラスパイレス指数というのがあります。国家公務員を100として地方公務員は全体的に何ぼなのかということになりますけれども、松島町はそのラスパイレス指数、どのような係数になっているかわかりますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今現在で、先ほど国が100という形で見た場合に90.5になっております。90.5であります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 90.5というのは、非常に低いわけですね。宮城県全体はどのぐらいなんですか。市町村ですね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 全体の平均では出しておりませんが、ちょっと隣接市町村、仙台市、この辺を除かせていただきますと大体九十四、五ぐらいだと思います。ちなみに松島町が今90.5というお話をさせていただきました。市町では下から数えてトップクラスであります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今総務課長が言ったのは、これは25年度の地方公務員給与実態調査ということをやっと見たら、90.5というのではなくて99.1となります。これはインターネットで調べると出てくるわけですね。それで、仙台市が断トツに高いわけですよ。109.9と。そういう中で、インターネットで見るとラスパイレス指数、県内平均101.3%、それから全国平均106.9%、全国から宮城県の指数は5.6低いんですね。そういう中で、やっぱり宮城県はちょっと低いのかなと。全国的にですね。じゃ、県内の市町村はということになると、市が101.8%、それから町村が100.2、そういうことになるわけですね。全国からもかなり低くなっているということになりまして、今回人事院制度でこのようになると、上がるということなんですけれども、人事院というのはある程度目安だと。松島が今90.5だと。1割も低いわけでしょう。10ポイント、大変な差額ですよ。

こういうときに人事院勧告はあるんですけれども、私はやっぱり公務員も宮城県レベルまでに上げていってほしいなと思うんです。松島、増田さんの消滅の危機にある。名前も載っているんですよ。そして、将来松島はどうなるのかと、小幡さんの質問あるかもしれないです。

それから、この給料も下から数えて何番目だって、ブービー賞とか3番目とかそういう話ですよ、これ。そういうことになったら、やはり松島の職員としてのプライドもある。何だよと。でも、公務員は今人気職種ですよ。第1位。そういう中で安定を皆さん求めるということなんですけれども、この松島、こういう機会に県内レベルぐらいまで給料をぼっと上げていくべきだなと私は思うんですけれども、その辺の考えはどうなんだろうかね。

○議長（櫻井公一君）　職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君）　色川議員のその数値は、国家公務員とか全体的に震災復興のために抑制していましたから数値が高いわけなんです。実際松島町であれば99.9というのは、国家公務員は抑制して復興のために減額しようということがあったのです。今は上げましたから、元に戻ると90.幾らということになります。どっちにしても私たち職員は松島町は低いというのは確かなので、ただ人勧に鑑みてというか考慮してやっぱり動いていないと難しいということがあります。

ただ、ラスを上げるためにそれなりの平均ということなので、それは今回の人勧のときも普通4号俸上がるんですけれども、1号俸抑制ということで近隣町村でもこれはばらばらなんですよ。4号俸上げているところもありますし、私たち松島町としてはやっぱりいろいろペナルティーとかそういうのも考慮しながら人勧に準じてやっているということなんですけれども、ラスそのものの上げ方というのは今回話し合いの中でも町長含めて話し合いをしてい

ます。どのようにしたらいいかということで、90からならば92か3くらいに3年計画とはどういう形でということで、今話し合いをしているところです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 検討の結果、当然こういうふうに数字が出てきたんでしょうけれども、本当に宮城県の市町村の中でもかなり開きがあるんですね。もうご存じのとおり。町村によって10%も違うんですよ。10ポイント。こうなると、同じ業務をしながらいろいろな財政とかなんとかというのがあってしょうけれども、そういう中でやはりもっと自分で仕事を責任を持ってますこれ以上一生懸命やるとなれば、職員の給料もやっぱり人勧プラス分、独自でプラスすることも1つではないかなと思うので、今回こうやって条例が出たと。もし次のことがあれば、いつになるかわかりませんが、そういうことを含めながら宮城県水準まで上げていってほしいなと思いますけれども、その辺のお気持ちは。再度伺います。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ここ一、二年で宮城県の水準というのは、ちょっとなかなか運用の仕方が難しいということもありますけれども、なるべくそこに到達したい手法でどうしたらいいかというのは今話し合いというか、しておるところです。ここ3年か5年の間に、92か3あたりには目指したいなとは思っております。（「よろしく」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第118号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第118号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第119号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第119号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第119号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第119号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第120号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第120号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第120号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第120号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第121号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第121号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第121号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第121号松島町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第122号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第122号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第122号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第122号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第123号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第123号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第123号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第123号宮城県市町村自治振興センター規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第124号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第124号災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第124号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第124号災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第125号 市町の境界変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第125号市町の境界変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第125号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第125号市町の境界変更については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第126号 境界変更に伴う財産処分の協議について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第126号境界変更に伴う財産処分の協議についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第126号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第126号境界変更に伴う財産処分の協議については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第127号 町道の路線認定について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第127号町道の路線認定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） この町道東浜2号線ですか、民地も含めて路線認定するということになるようなんですが、どの程度の面積がこれは民地が入っているのか。そのところを教えてください。将来的にその民地があることによって問題は生じないのかどうか。その点についてお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 民地につきましては、ニュー小松さんの部分、いろいろと事情がありまして、取得するときから大分苦労して取得して工事も自分でやっているということがありまして、そういった場合については用地を売ることはできないという話がございます、基本的には土地使用貸借という形で無償で一応土地を借りるという形で処理をしております。ですから、認定について一応支障になっているものはないと考えております。（「面積は」の声あり）面積はちょっと済みません。合計部分がなかったので申しわけないです。

失礼しました。面積は約369平米でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 民地について、今使用貸借関係を結んでとこういうお話なんです、そうすると当然期間といいますか、期限というものもついてくるかと思うんですが、その内容についてお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 期間は、道路として使用する期間ずっとです。ずっとと言うと失礼ですけども、基本的には町道認定してある分については永久にという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私、契約関係はよくわかんないんですが、無期限使用という中身になっているということなんですか、そうすると。それは、例えば民法上そういう契約は成立するのかしないのかという論争になった場合とか、なる場合とかというのはないんですか。そういう契約の仕方。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には、道路の形態を維持する部分については、例えば所有者が変わる場合も契約を引き継ぐという形で契約していますので、基本的には町道認定している限りはずっと道路で一応あるという形なのかと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第127号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第127号町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第128号 指定管理者の指定について【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第128号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野

章議員。

○8番（今野 章君） 議案第128号とそれからその次の129号もそうなのでありますが、いわゆるこの指定管理者の指定に当たって、公募をしていないという説明だったんでありますが、指定管理者を指定するにはまず公募を行うというのが大原則になるかと思うんですが、ただし書きで公募しない場合もあるということはあるわけですが、今回公募をしなかった理由とといいますか、合理的な説明というのはどうなるのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） まず、128号の千賀の浦福祉会なんですけれども、千賀の浦福祉会設立そのものが2市3町でいろいろありまして、ありましてというかこういう施設が必要だということで2市3町で逆にやったということもあります。松島町のあその施設も松島町で要望して、ぜひお願いするということで土地代も賃借もうちは無料ということもありますし、あそこは性能的設備施設も一体となることができるということもありますので、設立の趣旨、あそこを建てた趣旨、そういうのも踏まえて千賀の浦福祉会、公募によらないとただし書きでということでございます。

あともう1点、関連で今野議員さんが129号もということなんですけれども、これは社会福祉法に基づく松島町で唯一の社会福祉協議会ということもありまして、ぜひとも健康館は委託の段階からそういうのもあったということで社会福祉協議会に1社ということで進めたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 別にそれぞれ千賀の浦会と社会福祉協議会に指定管理することに問題があるわけではないと思うんですが、今の説明だと、結局未来永劫この千賀の浦なら千賀の浦会が指定管理を続けるという話になっていくのかなという気もするんですね。そうすると、指定管理のあり方としてやっぱり公募しないで進んでいくことに私はどうも疑問を持つんですね。そこには公募しないことによって何らの競争性も働かないし、そういう点では、サービスの向上という点でもどうなんだろうかということも疑問としては出てくるような気がするんです。

いずれにしても、公募をすることによってどれだけの事業者が応募するかはわかりません。松島町内ですとそんなに介護サービス事業をやっている業者さんはいないと思いますし、ここしかないという結果になるのかなという気もします。ただ、それはやっぱり公募をしたの

なしなのかということの意味合いの違いというのは大きいんじゃないかとかいうふうに思うものですから、今の状況の話だとずっとこのままでもういくということになると思いますが、将来的にもやっぱりそのままでもいいのかという気もどうしても抱くんですね。やっぱり最終的に応募するのが1社であっても、公募をしてやっていくという形をとるべきではないかなという気がするんですが、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 確かに難しいところがあると思います。条例の中でも指定管理者はただし書きで性質とか機能ということはありませんけれども、基本は公募ですよということは松島町としてもそこは進めていくというのは基本ですけれども、ただ千賀の浦と社協ですか、確かにサービスとかいろいろな問題があれば、それは当然次の場合はならないというのは基本だと思います。今のところは、過去前は3年でやりましたけれども、その前も計画どおりに町と意図しているものに沿って、サービスを提供していただいているということがありますがけれども、今後今回5年の間にそういうサービスとかいろいろな問題があれば、それはいろいろ競争性が逆になるのかなと思います。何から何までどういうことをやったから次も随契というか1社、公募しないでということではないと。それで進めたいと。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ただ、結局2市3町で連携してこの法人を立ち上げたという経緯があって、それとの関係で公募しないで1社随契のような形で進められたとかいうことになっているわけでしょう。そうすると、比較のしようがないよね。サービスがどこがいいのかということ自体が比較のしようがないのではないかと。今回1社に決めたという経緯、どこで決めたのかということもあるかと思うんです、私は。何でそういう判断をしたのかと。他と比較していないわけでしょう、結局。やっぱり比較した上で決めているならいいんですけども、まだしも。比較もしないでもうここだとなっていること自体がどうもおかしいのではないかなと思うんですよ。その辺、おかしいと思いませんか。そういうやり方。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 言われるとおりサービス、要するにそのために公募でしなければならないと、それは確かにわかります。ただ、私たちが松島町で要求しているサービスに今までも到達していると。じゃ、ほかを入れればもっとサービスがよくなるのでないかという論理になると思うんですけども、ただ設立の趣旨とかそういうのを踏まえてというのが私たちはそっちが最優先と。ただ、サービスまで競争させれば、やっぱり公募にし

なければならないという今野議員の言うのはごもっともだと思うんですけども、ただこのただし書きのところで、例えば千賀の浦福祉会は、あそこは一体となって施設がサービスできるという利点があるので、公募によらないで進めたということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） きょう理事長来ているから余計なこと言うとあれだけれども、私は別にいいですよ、千賀の浦福祉会でも何でも。やっぱり手続の問題は非常に大事だと思うんですよ。だから、条例で公募をまずやりなさいと書いてあるわけでしょう。その上でただし書きがあるんですよ。ただし書きというのは、あくまでもただし書きなんですよ。それが本文みたいな格好で運用されたらうまくないわけでしょう。私はだからなぜ1社随契みたいな形にしたのかというのが非常に疑問なんです。多分公募したってここに決まるでしょうと思うんだけど、なぜそれが最初からそうなのかなと。それはやっぱり癒着だと言われかねない話に逆に言うとなるんじゃないかと。私はそう思っていないよ。だけれども、世間の人はそう言いやすいんですよ。そういうことを行政側としてはやっぱりきちん筋道を立てて考える必要があるんじゃないかと。さっき聞いたのは、一体どこで決めたんですかと。その1社随契するのに。副町長が決めたんですか。誰が決めたんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 基本的に、1人だけではなくて選定委員会の中で公募によらないで、今までの実績を重視して設立の趣旨も重視してやるということで、ただし書きを過大解釈しないようにはしていますけれども、今まで公募によらないのはこの2つだけで、ほかは全部公募しているということもありますので、ただし書きを過大解釈して進めたわけではないと思いますけれども、なお今後も誤解のないように進めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 選定委員会で審査をしたとこういうことなんですけれども、選定委員会というのはあれでしょう。公募して業者から3者、5者と応募があったと。そのときに選定委員会がどの業者を決めるかという選定をするのが、まずこの条例の趣旨からいくとそういうことですよね。だから、最初から選定委員会があつて、このところがいいんじゃないのという選定をするような中身ではないんですよ。だから、やっぱり選定委員会が出てくるんじゃないくて、公募をした上でやるのが正しいんだとこういう関係なんですよ。今選定委員会と言いましたが、最初から選定委員会が出てくること自体がおかしいんじゃないかと。比較するものがないんだから。例えば町でいろいろな物品納入させるにしても、随

意契約でやるときは見積もり合わせとかなんとかとするんじゃないのかと思うわけね。少なくともそういう声があつていいんじゃないかなという気がするんだけど、今回はそれもしていないわけでしょう。その上で、今お話あったように選定委員会でここでいいんじゃないのと、それは長年の付き合いだからと、行政が立ち上げた組織でもあるからと、そういうことでいいんじゃないのと決めてしまったと。本当にそれでいいのかという疑問を持ったものだからこんな質問をしているんです。わかりますよ、ここにしかないだろうと私も思います。ただ、やっぱり手続の問題というのは、形式の問題というのは非常に大事なもので、そこは今後の問題として気をつけて運用されるべきではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 一部訂正させていただきます。先ほどの条例の中で町長または教育委員会はということになっていますから、基本的には町長が公募によらないでもいいということでもまず始まったというのが大前提です。その後に、中身を1社随契なので1社の業者の方にいろいろヒアリングをして、あとはこの選定委員会の中で審議でいいでしょうという形になりました。今後も過大解釈というか誤解のないようにこの条例の運用の仕方を進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 介護保険も来年から第6期の事業計画の期間に入っていくとそういう中で、計画の中身はわかりませんが、地域に密着したサービスの提供ということでいろいろな形で事業者の協力もいただいているかなと。そういう中では、千賀の浦会さんも、あるいは社会福祉協議会さんも含めてということにはなるかと思いますが、その他の民間の事業者も当然入ってくる可能性があるわけですし、やっぱりそういう事業者を逆に行政側から言うと育てていかないと、この介護事業の担い手がなかなかでき上がっていかないという側面もあるのかなという気がするんです。そういう意味でも、こういう手続の問題というのは大事にしながら、独占的に千賀の浦会と社協だけでやるというならそれはその考え方なのかもしれませんが、今のこの日本の福祉サービスの中ではそういう考え方では進んでいないわけですから、そういうものもちゃんと踏まえながらこういう募集なりなんなりというものを進めるべきだと思いますので、ぜひ5年後になりますけれども今回は期間5年ということですから、5年後にはやっぱりそういうことも再度視野に入れて、考えに入れてやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁は特によろしいですか。ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第128号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第128号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第129号 指定管理者の指定について【松島町健康館デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第129号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第129号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第129号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第130号 指定管理者の指定について【品井沼農村環境改善センター】

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第130号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この間の説明によりますと、公募した結果、1社だけだということだったんですけども、間違いございませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 1社だけです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 公募する場合はということで施行規則に定められておりますけれども、役場前の掲示板への掲示及び広報まつしまによる掲載ということで公募することになっておりますけれども、私見落としたのかもしれませんけれども、広報で見た覚えがなかったんですが、いつどの程度の期間で公募したのかということを伺います。

○議長（櫻井公一君） 今答弁整理していますのでお待ちください。答弁、職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ちょっと公募期間とか時間を要しますけれども、基本的にこの130号、131号、132号も同じように全部公に公募して1社だけということで、公募とか掲示板にいつやったかというのはちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、その回答は午後にもらうということで進めていきたいと思いますが、ここでちょっと早いんですが、昼食休憩に入ってよろしいですか。（「はい」の声あり） それでは、再開を13時といたします。

午前 11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、先ほど菅野良雄議員の質問に対する答弁から入ります。答弁を求めます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 伊藤参事兼班長から答えさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 品井沼改善センターの指定管理の募集につきまして、広報まつしまに載せなかったというご質問でございますけれども、指定管理の手続条例施行規則の第2条に広報まつしまに掲載する方法等により行うものということで規定がございまして、前回も募集の際もホームページに載せたという経緯もございまして、今回もほかの施設同様に足並みをそろえてホームページに掲載することにより広く周知するというので、ホームページに掲載させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私が見逃したんじゃないということで、広報には上げなかったということ
とで公募したということですが、やっぱりもっと公募する以上はホームページばかり
じゃなく広報というものを利用して公募しないと、さっき今野議員が言ったように競争性
というのが出てこないのではないかなと思うんです。1社だけだからということで簡単に指定管
理者ということでは、本当にそういうことで好ましいのかなと思うんです。

何でそういうことを言うかということ、今の改善センターの管理というのがどうなんだろうな
という思いがするんです。きのうも選挙投票日ですから、あのセンターが投票場所になって
いますから行ったら、相変わらず玄関前のドア片方に故障中という張り紙があって、片方し
か利用できないという状況になっておりますね。あれも随分なるんだなと思っているんです
けれども、何ら対応をとっていないなという思いがしますし、大ホールというんですか、一
番大きなところなんです、あそこに暖房機4機あるんです。2機は全く使えないという状
況なんですよ。あれはもう1年以上前からそういう状況になっているような気がするんです
けれども、そういう状況なので暖房費は取っているのか取っていないのかよくわからないで
すけれども、そういう状況なんですよ。

それから、女子トイレの1カ所は鍵が壊れて使えないという状況になってますし、放送設
備は全く使えない状況になっているようなんです。この間も分館の行事があって放送設備が
あって放送設備を使おうとしたらだめだということで、急遽ほかの場所から借りてきて使っ
たということもありましたので、何でそういう状況になっているのかなと。私も二、三度担
当課に行ってこういう状況だよということを申し上げているんですが、わかりましたという
返事だけなんですね。ですけれども、全く対応していないということがあるんです。

それから、カラオケセットなんかもあるんですが、それもただ飾っているだけということで
あれも使えない状況だと思いますし、いろいろ余りにも故障が多いのに放置されたままだ
とされているんですけれども、これは指定しているほうが悪いのか、指定されているほうが悪
いのかということなんですけれども、これはどちらの責任なんですか。こういう状況という
のは。

○議長（櫻井公一君） 状況、伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 玄関の自動ドアの片方が故障しているということと、多
目的ホールの暖房機具が点火しないということのご報告は受けておりました。それで、メー
カーに連絡をしておまして、年内中には修理をするということで業者からは連絡を受けて
おります。

また、カラオケ等につきましても、年度内に早速見積もりをとりまして、予算の許す限り修理をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 募集の方法は、告示行為で掲示するのは当然しなければならないということなんですけれども、やっぱり広く親しめるということであれば広報も当然載せるべきということがあったので、それは落ち度というか解釈の仕方が間違っていたということで、そういうのはないように当然告示行為は必ずしなければならない。あとは広報とホームページ、最低この3つはしなければならないのかなと思いますので、以後気をつけます。

あとは公の施設で指定管理者に頼んだから行政で知らないよということはありませんので、当然行政の責任だということがあります。ですから、今参事が予算の許す限りではなくて、直せるものは予備費も流用して直すということがありますので、そのように対処させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今班長から年内中という答弁がありましたけれども、言ったときは必ずそういう答弁をいただくんです。だけれども、多分あの暖房機はもう1年以上かかっているんです。何か部品がないようだという話も聞きます。私はまた聞きだからよくわからないんですけれども、そういう状況があってもうあれではだめなんじゃないかという話も聞くんです。ですから、そこはきちんと対応してもらわないと何かだめなのではないかなと思います。さっきも5年間ですよという期間、指定管理者として指定するわけでありますけれども、町として年度の最後に報告を受けて改善すべきは改善するということもできるし、協定の中で毎月状況を報告しなさいという協定もできるわけで、ちゃんとしているところもあるわけですよ。だけれども、改善センターはそういう協定を結んでいないんですか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 協定で報告ということはあるんですけれども、直接指定管理者からの報告もありますし、議員さんとか町民の方からもいろいろ意見があって時間が遅いということで、これはまことにうちの落ち度であってそういうスピード感がないということなので、部品がないものをいつまでも修繕で延ばすということではなくて、買うべきものは買うということなのでそういう方向で対処させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、今副町長言うことはわかりました。ただ、やっぱり地元の人に言わせると、指定管理者制度にしてから全然だめになったなという感じに言っているんですよ。やっぱりそこには、私はそれでもいいと思っているんだけど、ただ競争性がないとやっぱり1回指定管理者になれば5年間大丈夫だみたいな、3年間大丈夫だみたいな感じになって、そういう形になるのかどうかわかりません。そういう報告をきちっと町が受けていて、町がきちっと対応しないのかどうかわかりませんけれども、やっぱり報告を求めてきちっと町が対応するように指導して、それに従わなければ指定管理者廃止というか、解除できることになっているんでしょう。業務も停止させることができるということになっているので、そこはやっぱり町の責任は大きいと思うんですよ。だから、そこはきちっと対応して、今となればこれが通るか通らないかわからないけれども、万が一通るとすればきちっとそういうところを指導して、やっぱり利用者に不便をかけないような公の施設の運営をしていただきたいなと思いますけれども。ここに来てもう一回公募しますかという話にもならないと思うので、俺は公募した期間に1者だけしかなかったというのであれば、もう少し時間を延ばして、再度どこかで見落とす人たちもいるかもしれないですけども、何年か前にシルバセンターと何か両方で応募したことがあったので、そういう1者だけだったらシルバーさんのほうでいかがですかみたいな声をかける優しさがあってもいいのではないかとそんなふうに思うんです。

ですから、そういう中で競争させてよりよい管理をするということがあってもよかったのではないかなということを申し上げて終わりますけれども、何かあればどうぞ。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ただ、指定管理者だけ悪いとは思えない面もあります。私もきょう初めて聞いた面もありますし、やっぱり担当職員が甘かったというのがあると思います。いろいろな意見を踏まえて、できるのだからできないんだか、できないのであればはっきりできないという答えもありますし、いかにもできるようにして1年も何年も流しておくというのは、これはまさに行政の怠慢だと思いますので、そういうのは気をつけないといけないということで、第一は指定管理者から報告は受けますけれども、その報告を受けて私のところに上がってくるかいろいろな案件があると思うんですけども、やっぱり時間を持って間が長過ぎるというのがあるのでそこは気をつけたいと思います。一番は指定管理者よりも行政の責任が大きいのかなと思うので、先ほどの修繕とかいろいろな面は町として公

の施設の所有者としてそこは対処したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 1点だけ、申し上げるのを忘れてしまいましたけれども、放送設備の機器の操作なんかを管理員に聞くと、私それわからないんですみたいな、操作できないんですという答えが返ってくるんですよ。ですから、そういうことがあつては借りる人はまだわからないわけで、やっぱり管理する人にきちっとそういう指導も踏まえて、しっかりとした管理をしていただきたいということで終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第130号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第130号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第131号 指定管理者の指定について【松島駅前駐輪場】

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第131号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第131号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第131号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第132号 指定管理者の指定について【松島町野外活動センター

】

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第132号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第132号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第132号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 1 3 3 号 工事請負契約の変更について【松島町児童館建設工事

】

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第133号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） では、質問いたします。

提案理由、ことしの6月16日の定例会で請負契約の締結が議決をいただいたと。そうしたら、工事内容を検討した結果、遊戯施設のホール部分の空調機器、照明灯の増工をすることと変更すると、こうなるわけですね。6月議会にこれが出されまして、櫻井議員が質問しました。そういう中で、ここの部分のことについては質問は入っていなかったんですけども、手洗いの部分、そういう部分をちゃんとしなさいよということ、あとはフェンスですか。そういうことを質問されたんですね。これは議事録です。そういう中で質問はなかったんですけども、今回このように検討した結果、どうも暗いのではないかということがあって、またこのように増設をすることになったわけでありましたが、こういうのを今回4台追加になったわけですね。検討した結果、設計する場合、設計者と担当者は協議するわけでしょう、当然。その時点では把握できなかったんでしょうか。その辺、どうぞ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回この変更の内容につきましては、空調設備の追加分として

は4台になります。こういった当初の設計の段階で設計と町職員という協議と、もちろんそれは職員と協議をさせていただきながらこういった設計内容を確認するということにしています。

それで、私たちこれを当初計画したときに、この部分の遊戯室というのは、光が一応入るような設計にしていまして多く採光がとれると。冬場については、あらかじめ光によっての暖がとれるかなという思い、そして夏場に関してはあそこは風通しがいいものですから、窓をあければそのような風が通って、最初意外と体育館のイメージというふうに考えてしまったんですね。それを現課のほうではその協議をさせていただきながら、この分については当初その設計から外してしまったという経緯はあります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こうして担当者はこのような施設の中で設計業務とかということは不なれな点は多いと思います、確かに。

しかし、問題は設計ですよ。設計屋さんですよ。こういうのはいろいろなところを手がけているわけですよ。そうすると、この人たちはプロなんです。こういうものをつくって生活をする人なんです。それが、これを出されて明かりは大丈夫なんですかとかそういうことをするのが担当者であって、それをまた言葉は悪いんですけども、そのまま設計者のとおりぱつと。恐らく検討を本当にしたのかどうかということだと思うんですよ。こういうことになると非常に私これは問題だなと思うんです。このいきさつですよ。私はこの900万円ですよ、この税金。こうなってくると、やっぱり設計したところの私は担当の会社のペナルティーでも何でも課さなければならないと。この人たちはプロなんですから。職員も今職員とも言いますけれども、そういうことも含めましてやっぱりこの辺はちゃんとした何というんですか、厳しい対応を私はちゃんとすべきだなと思うんです。本当に900万円ですよ。税金ですよ。そういうことでどうでしょうかね。副町長、副町長の考え方。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 設計の段階で業者と町の職員が立ち会って、設計のほうでは必要だということで、空調とかですね、したということなんですけれども、行政のほうから先ほど課長が言ったような内容で要らないということになったようです。ですから、責任は、やっぱり業者の方も役場から要らないということになればそのように従わざるを得ないということなので、落ち度は業者でなくて役場職員ということになると思います。

ただ、言い訳としては現在内装工事、外見は終わって内装工事に入って、実際役場職員も入

っていつて見て、やっぱり冬で暗いということでそこも暗くなると。冷暖房もやっぱり必要だということが発生してこの時期になったということで、業者ではなくて、大変申しわけないですけども役場職員のほうが非があるということで、大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） なおさらそうなんだったら問題なんですね。課長、やっぱり使う身になって考えてください。使う身になって。何でもそうです。利用者側のことを考えながらやるんですよ。それがサービス。そういうことになると思うので、こうなるとさっき言った業者側にペナルティーということになるとちょっとあれなので、本当に職員の皆さん、今度ほかの工事もしっぱい出てくると思うんです私。そうすると、そのたびに追加工事とかなんとかと。私、だから言うんですよ。こういうことにならないようにと。ひとつ今後ともこういう類似した工事、いろいろな復興の事業が入ってきますから、十分に精査しながらやっていただきたいとこのように思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 後藤でございます。

二、三日前、改めてあの辺を通ってみましたら、もう立派な建物ができているなという感がして、その中でいろいろ思っていたことをお話しさせていただきます。

中に児童クラブ等もありますので、町民福祉課がメインで所管になるかと思えますけれども、改めて恐らく4月には開設するのかなと個人的には思っていますが、今の段階で運営方法等、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これまでこの児童館の運営については何回か説明させていただきました。それで4月、予定どおりにこのままいけば開設できるというもので今進めております。

それで、ここの機能といたしましては、ただいま申されましたその児童クラブにおいて留守家庭学級、この2つの部屋を使ってここで実施をします。本来ここは児童館ですので、もちろん児童館の機能というものを子供から高校生まで利用できる形態の施設と。この児童クラブを除いた各部屋でそれをやっていただくと。

あとはまた子育て支援センターの機能もここに持ってまいります。そして、今度親のいろいろな子育ての悩み、ここで開設できるわけです。そのようなところを相談室を使ったり乳児室を使ったりというところで、親の相談体制もここで整えていくと。それで、子育て支援セ

ンターの事業もこの場所でこれから行っていくという形態になります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 済みません。そういうことじゃなくて、端的に直営なのか指定管理とかいろいろありますよね。その辺の絡みを少しお話をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 済みませんです。

もちろん当分の間は直営でやりたいとは考えています。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） その場合の職員体制、もしわかれれば今の段階でお願いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 現在の計画では、今どんぐりに子育て支援センターの職員がおります。そして、その職員は正職員が2人おります。今も臨職さんがいましてその方、あともう一人児童館の厚生員と、児童厚生員ということで児童館。あとは留守家庭がこれも教育委員会で臨職さんがいましたので、ここの場所に今十何名の方がいるはずなんです。そこで、交代交代でこの留守家庭のところで体制として運営をしていくというふうになります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 少し観点が変わりますけれども、立派な児童館ができそうですね。それで、留守家庭のちょっと延長線の話で、それ以外に今母子センターとか二小、五小の関係がありますよね。それで、今度できた場合に、地域的に離れてはいるんですが、例えば二小とか五小の関係の子たちがそこに行きたいという場合の交通手段とかその辺までは考えておられるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今、留守家庭の子供たちですね。（「はい」の声あり）今、土曜日と長期については、こちら母子センターでやっていますが、そのときにはこちらに来ていただいて一緒に活動しているわけですね。ただ、今申されたとおりに何回かというところで、そういったものを事業を運営していきながらそこら辺ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。ないですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論

を終わります。

これより、議案第133号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第133号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第134号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第134号平成26年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） まず初めに、まちづくり支援整備事業で、パノラマハウスのところにロールスクリーンを設置するということなんですけれども、これは業者が今度入るというさっき説明がありまして、その業者によってはロールスクリーン、いろいろ好みというかそういうのがあると思うんですが、今の段階でそういうのを決めるのではなく、業者にこういうのは任せたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） できれば今度ページを言ってくださいね。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ロールスクリーンもうちで役場職員と設計者でやっぱり色とか物とかそれを決めて、入札に付したいと思います。改めて一般競争入札になると思うんですけれども、ただ町内業者は余りこのロールスクリーンを直接扱っているというのは数社しかないと思うので、競争性の中では2市3町になるかどうかというのは指名委員会で決めますけれども、まず仕様そのものは町でということで、公募型というか提案型の、櫻井議員が言ったのは提案型ですよ。仕様とかを業者が出すという。違いますか。（「使う人が」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員、再度質問。

○3番（櫻井 靖君） 使う人が好みがあるから、今度請け負う業者が決まりますよね。そのときにシックな色合いがいいとか、もう少し明るいほうがいいというやっぱり好みというのが

あると思うんですけども、それを含めた形で業者にお任せしたほうがいいんじゃないかと。

使うほうの業者です。（「借りる業者」の声あり）使用者のほう。

○議長（櫻井公一君） 職務代理人、答弁。

○町長職務代理人副町長（高平功悦君） 業者というのは、先ほどの話の延長の入る方ですね。

（「そうです」の声あり）借り受ける方。業者というか、請負業者ではなくてということですね。（「はい」の声あり）

実際ここは、建物そのもののデザインとかも基本的に町でいろいろ決めていますから、その業者が入ってもずっといるわけではないということで、箱物そのものをデザインと一体的に町で決めて発注したいと思います。行政財産目的外使用で入っている業者の方が決めるパターンもありますけれども、その方はずっといるわけではないので、やっぱり町で責任を持って決めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それだったら、ある程度のそういう好みというのがあるので、やっぱり何パターンか決めておいて、それでそれに合わせたほうが本当はいいのかなと思うんですけども、もう一度済みませんが。

○議長（櫻井公一君） 職務代理人。

○町長職務代理人副町長（高平功悦君） 指定管理者で入ってくる方というのは、基本的に3年から5年です。次の業者にかわります。じゃ、また色を変えるのかということになりますから、決定権は町で持ちたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃ、次の質問に移らせていただきたいと思います。

高城、磯崎地区の避難道路整備事業なんですけれども、こちら高城枝線なんですけど、これを何か購入する意図がちょっとよく私には理解できないんですが、本当にこれは必要なものなんでしょうか。特に1号線は勝新堂のところも道路でありまして、ここを挟んだ形で道路になります。それで、ここのところを新たにつくるとなると、ここも鋭角になっていてここも避難道路という形にはちょっと考えにくいので、どういうふうに考えているのか。これは人が通るための道路なんでしょうか。それとも、車が通るための道路なんでしょうか。その使用目的というものはっきりしていただきたいと思います。

また、3号道路につきましても、役場が撤去されてこちらに大きな道路ができるわけですから、そちらも必要ではないんじゃないかと思っています。また、ここの事業目的で東日本大震災

により甚大な津波被害を受けた高城地区とありますが、どういうことをもってそう言っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、高城枝1号線になりますけれども、勝新堂さんの後ろ側といえますか、北側になりますね。計画している部分ですね。ここは6メートルで計画しますので、車両も一応通れると。基本的に避難道路については歩行者という形になりますけれども、実際には渋滞で車は動かないだろうという想定の中では歩行者という計画になりますけれども、これは高城の裏側から今の高城町の道路に一応つながる道路という部分の大きい道路がございませんので、大きく6メートルでつくっていくということでございます。

ただ、図面上ちょっと直線でしか引いていないのであれですけども、勝新堂さんの部分も若干買わせていただくとような形で6メートルでつないでいかないと、ちょっと効果が悪いだろうと考えていますので、それは実施設計の段階で一応そういった現場に合うような形、使いやすい形ということで考えていかなければならないと考えております。

それから、白寿殿さんにつきましては、基本的に高城、旧庁舎の役場の部分の道路というのは橋がかかる部分で、周りの影響が物すごく強いんですね。ここで道路がストップしてしまうという形になります。川沿いの道路については、そこでストップという形で歩行者しか通れない。車は通れないという形になります。それで、そこが通行どめみたいになってしまいますといった部分もありますので、近隣に一応そういったものを考えているということです。そう通って一応高城川に抜ける道路、高城の町なかに抜ける道路という形で、基本的には避難道路という前提がありますけれども、通常は生活道路という形がありますので、これも6メートルで車両が通れるという形でございます。

表現につきましては、全体で高城地区も磯崎地区や海岸、手樽という形で全て甚大な被害と、町内に及ぼしているという形を引用しておりますので、そういった形でこれらに基づいて復興庁と話をし、一応この予算を獲得しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 第2、第3については何か理解できるようなものなんですけれども、やっぱり第1についてはもともと道路が本当に隣接してあるというので、それについては本当に道路があつてまた道路という形で、ここは車も通っている道路ですのでかえって使いづらい道路になるのかなと。この曲がり角のところがどうなんでしょう。ウチダさんの駐車場側のほうですね。あちらの部分で、ちょっと使いづらくかえってなるのではないかと思うんで

すが、そこら辺はもう一度お願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これから測量設計に入っていきますので、入っている中で何といひますか、隅切りといひますか、そちら一応きちっと設けていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 新たに道路をつくるとなりますと、今まで道路じゃなかったところが道路になるものですから、プライバシーというのが多分発生すると思ひます。今までは塀とかなんかなかった部分が公共の目にさらされるということになるんですけれども、そこら辺の配慮についてはどう考えているでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これらは地権者と相談しまして、例えばこれまで目隠しフェンスをつけてくれとかいろいろな形で一応ご要望がありましたら、そういった部分も検討していくという形でございます。

○議長（櫻井公一君） その他、ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） では、総務管理費なんですけれども、給料が1,319万3,000円と、これは病気で休職者だということでございますが、何人で、短期なんですか、長期なんですか。どういふことなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 病休でどちらかといったら長期を見たほうが。それから、ここの給料につきましては、病休もしかり、それから職員で亡くなられた方もいらっしゃる。それから、産休なんかでも病気もそうですけれども、年度末まで休みますということがはっきり意思表示されたところも一応精算させていただきます。そういうこともありまして、マイナス1,300何がしという表現になっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、この長期の方というのは1人、2人、1人ということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長併任選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 長期、一応今の段階で3名ほどおります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、このように亡くなられたというのは危機管理監とかそういうことになるわけで、このままいきますと来年度の人事とか職員数とか3名が長期と、離脱ということがあるかもしれません。年度。そういうことになりますと、仕事に支障がないのかと。来しているでしょう、現在。職員が足りなくて困っているのではないかなと。負担がかかっているかなと思うんですけれども、そういうことを含めてその辺の管理はどのように。来年は大丈夫なんだろうかな。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 長期休暇の方は来年もであろうということで、その分の補充はいたします。プラス、職員は増ということで考えております。プラス、今のところは3名増ですかね。一般職で。退職者もいますけれども、差し引きで3名は増と考えています。

ただ、保育士の方4人辞退されたのでちょっとこれは困ったなということで、保育士もちょっと増員かけようかなと思って、合格はしたんですけれども、今保育士さんは結構需要と供給でバランス的にちょっと崩れているというところがあるので、辞退されたということで、ちょっとこの一般管理費ではなくて町全体の職員の中で保育士さんが辞退されたので、その分はちょっとどうしようかなと悩んでいるところです。ほかは増です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その辞退ということは、臨職ということなんですよね。違うのか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 正職員で来年採用として、一応幼稚園と保育所は両方の資格を持っている方ということを条件でうちで採用ということで通知は出したんですけれども、はっきりと仙台市役所の保育所が受かったということで。あとは実家に戻ると。実家の保育施設で受かったと。新潟なんですけれども。4人辞退されたということで、せっかく増員しようかなと思っていたんですけれども、ちょっとそれが辞退されたと。正職員です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 仙台市から見たらさっき言うように給料なんか違うわけだから、それは仙台市に行くかなと思うんですけれども、そういうことを含めてそうなると急いでしなければならないと。そうすると、臨時職員も間に合わなければやらなければならないとそういうことになるので、その辺の対応を今ちょっと頭が痛いということなんですけれども、その辺

の目鼻はちゃんと立つんでしょね。子供たちが影響を受けないような保育指導、そういうことでどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 保育士は、正職員を増員かけるというのは臨時職員だとなかなか来ないんですね。条件がいろいろ、隣の町と条件とかいろいろ毎年争っているとか、通勤手当とか時間給とか。ただ、そこもなかなか来ないということで、今ことしの分でもようやく探している状態なので難しいのかなと、臨時職員を探すのもということなんですけれども、担当課長とか保育所の所長さん皆さんで、ある程度経験ある方とかも探して手当てはしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、待遇面というのがいつでも議会の中で問題になるわけですよ。そういうことで、大体この辺近隣と一緒に同賃金と出しているのかもしれませんが、けれども、やはり住みよい、そういうことを考える松島町、それを目指しているわけですから、やっぱりその辺のことも含めて臨時職員、特に保育士さん、そういうもの、いい人材がいないと子供たち、本当に人と人との将来の松島を担う子供たちですから、いい人材に保育されてほしいんですね。ということで、やっぱり少しプラスアルファでもそういうことも検討しながら、そうするとほかの臨職はどうなんだということもある。そうすると、財政課長はそんな余裕はないとそういうお叱りを受けるかも……、うなずいていますけれども、そうなるわけですよ。そういうことで、やはりほかにはない特色を持たせるということも含めて、その辺の保育士の料金のことも含めて検討するということはないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ことしの秋に臨職の会議を数回やっていますが、その中でもやっぱり近隣町村よりも保育士以外でも条件ということで単価も見直ししましたけれども、あとは通勤手当、これも上限切ってありますけれども、ある程度それも来年度からは通勤手当も支給という形で条件面は改善される予定です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように努力をなお一層していただければと思います。

それから、復興交付金なんですけれども、今回で10回目だと。それで、申請したのが8件だったと。そしたら、国からプラス2件、ゼロ申請がこのように2つになったと。これはもう説明では受けましたけれども、1つはこの華園とかなんかの住宅が20%一括で入ってきたよ

ということがあります。今までこういうことがびっくりして、松島やるたびに大体申請以上に交付されるということなので、すごいなと思いながら毎回見ているんですけども、今回なんでこうなったのかと。今まであったのかもしれないですけども、何回ぐらいあったんですか、こういうこと。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 効果促進枠のことですが、これまで例えば災害公営住宅を含む事業が、市街地復興効果促進事業という事業名で1つのくくりになっております。これが基幹事業に対して上限35%なんですけれども、運用上は20%配分されるというルールがありました。その中で、今回災害公営住宅が平成26年11月25日改正で新たに事業名義として加わったということが原因でございます。

今までは土地区画整理事業、1つはですね。あとは2つ目で防災集団移転促進事業、3つ目が津波復興拠点整備事業、4つ目が市街地再開発事業、この4事業だけだったんですけども、今回の第10回配分からの制度改正で新たに災害公営住宅整備事業が加わったということで、松島町の災害公営住宅につきましては、第1回、第4回、第6回、この3回に分けて、合計で15億7,462万円の事業費の配分を受けておりました。この事業費に対して今回20%が追加配分を受けたという内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、これからますますこの公営住宅も何も入ってくるとは思うんですけども、こうやって10回目だと。そして、来年でこの復興事業は終わるよということでもあります。そういう中で、今本当にまだ取っかかっていない事業もあるわけですね。特に避難道路の部分があるわけです。そういうことについて、来年度でこの工事が終わらなければならない。取っかからなければならないということも含めて、ちょっと1回は説明会をやったんだけど、まだまだ総論賛成、各論反対ということで全然進んでいないところがたくさんあるわけですね、道路。そういうことで、27年度までこの復興交付金に間に合うのかということが心配なんです。その辺でどのようにお考えになっているのか。対策はおくらせていないのか。お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 確におくられているということで要望も出しておりますし、基本的には27年度で終わらないというのが、県もそうですしほかの市町村も間違いなくそうだということで、いろいろな形で要望書を上げてやっているという中で、復興庁とはもう今現在事

務レベルでいつまでかかるんだということで理由とかそういった形で一応上げていますので、基本的にはそうなるだろうと。そうしていただかないとうちらも済まないといった部分がございますので、協議の途中という形になろうかと思えますけれども、復興庁さんからも正確には延ばしますよという話はまだいただいておりませんけれども、そうしていただかないとうちらも進められないといえますか、終わらないだろうと。努力はしているんですけれども、何分相手もあることですし、時間はちょっとかかるころはかかってしまうといった部分がございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりますよ。努力はわかります。まだ松島なんかはいいほうなんだよね。石巻や南三陸とか向こうに行ったら、これからのことはいっぱいあるわけですよね。松島はこうやってやっているということなんですけれども、結局時間設定、年度設定されているわけがございます。申請はしているけれども、いつどうなるかわからない。途中で急にどんと打ち切りかもしれない。しかし、きのうの選挙で、安倍総理は公約の中でも復興が一番だよということもどこかで言ったということがありますので、その辺は含めてもっともっとあと2年ぐらい延ばしていただいて、その間にやっぱり目安をちゃんとつけていただきたい。せっかくの工事ですから、あとのこういう工事は二度とできない。そういう工事ばかりですから、ぜひ頑張っていただきたい。間に合うようにお願いします。

それから、今度は三十刈と石田沢の駐車場なんです。この資料5、6です。このように5番目、石田沢、このように立派な施設が今度でき上がると。予定ですね。そういう中で、乗用車が130台、大型自動車が29台。そして、三十刈、資料6、乗用車、今までの既存のところは125台、そして新設されるところは113台で大型が41台、こうなるわけです。そして、大型自動車、これを合わせると実に70台ですよ。70台ですよ。今下に五大堂の駐車場、センチュリー前に何台あるんですか、今。そこの可能なところ。それから、大観荘さんの前の浪打浜、あそこにも大型駐車場がある。

今、松島に観光バスはどのぐらい来ているんですかね。震災前と震災後、最大のピーク時でも70台なんていうバスは来ないんです。来ても何とか下ではやりくりしていた。10分とか20分待ちながら。

しかし、今度は上に70台できるんです。皆さん、あそこは三陸自動車からおりてきて、長老坂を水族館まで延々とかかるわけです。ここに大型駐車場を設けて、たまにその駐車場に置きますか、バス。たまにはいます。動かないから、あそこからお客さんをおろしていただ

くと。歩いてくるんですよ。しかし、ここで長時間の駐車場ということになりますと、あの混んでいるとき絶対にここで駐車はしません。観光バスは時間読めません。

そういうことになると、この上の三十列の41台というのは、非常に私は無駄な駐車場かなと思うんです。今松島海岸地区で日中、観光バス対応しているところは4軒しかないんですよ。4軒だけです。かまぼこ屋さん、それから歴史館、5軒ですね。それから、おさかな市場、それから観光物産館、洗心庵、この5軒だけです。観光バス対応は、日中は。それで、70台の観光バス、その日来るというのは恐らく年に数日です。70台。（「災害で使うんだよ。観光で使うんじゃないんだよ」の声あり）いや、それはわかるけれども。災害だったらなおさらここにはとまりません。全部仙台に行きます。（「大型トラックだの」の声あり）そういうことを含めながら、やっぱりどうせ考えるんだったら、もう少し乗用車を多くして観光バスの大型自動車の部分をもうちょっと少なくすると、そういうことを考えられないかなと思うんです。スペースの配分の仕方。そういうことを考えられませんか。私、観光協会に尋ねました。こういうことを含めてこの図面を見せて観光協会とのすり合わせをしましたかと。そしたら、一切していないと。ただ書類は見せられたと。しかし、どうなんでしょうかねという相談は受けていなかったとこういうことを聞きました。どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 前にも色川議員さんから同じような質問がありまして、見直しますということで、この図面はちょっと直っておりませんが、今後おっしゃられたように提案理由の説明の中でもお話ししたんですけれども、実施状況といいますか、利用状況を勘案しながら即した形で見直したいということで、申しわけなかったんですけれども、一応そのように今おっしゃられたように、観光協会とかそういった形でヒアリングしながら台数を決めていきたいという考えですので、ちょっとこの部分は台数は変わってくるという方向でいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そこまで検討するということなんだったら、それはそれでいいです。ちゃんとすり合わせしながらやっていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑。他に質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） するつもりはなかったんですが、さっきの高城の道路の問題、やっぱり勝新堂さんのところですか、ここの道路、やっぱり納得は私はいかないですよ、これを見て。やっぱり現道を拡幅してこの2号線のほうにまっすぐ行くような道路に、形状と

してはですよ、するというのには一番単純明快な道路の考え方だと思うんですね。そうすれば、その現道をずっと高城から磯崎光陽台、割波のほうに入っていく道路も含めて今後の改良の余地を残していく道路になっていくのではないかなと思うんですね。

こういう道路のづくりでは、何ともまちづくりという観点から考えると何とかならなかったのかなと、将来に禍根を残すのではないかとこんな思いがしてならないんですね。これは、勝新堂さん含めてその土地の所有者との関係もいろいろおありだろうとは思いますが、その辺の交渉内容についてどうだったのか。この計画のとおりにはできなかったのかどうか。お聞きをしておきたいなと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今野さんからこれは二度目だと思いますけれども、前にも勝新堂は広げたらいいのではないかなという話がありまして、ただ復興庁さんとも話をしてきた中で、経済性も含めてという形で1件1件全て一応今チェックされている状態でのこれは一番最後のほうに上げた内容ですので、なかなか難しいということがありました。

ただ、本当に係る部分について、勝新堂さんをかけてしまえば恐らくもしかして億単位で移転費用がかかる案件になってくるだろうと考えますので、基本的にはうちがなくなったあいているところを安く仕上げるといった中で、裏側の人たちを幹線の町道のほうに逃がすといった中で何本か必要になるだろうと。これでも何本かは一応だめだということで、いずれ単費でやらなくてはならないといった部分もございますけれども、それらは乗せられないと、今回ですね。という形で一応やっていますので、これらは無理やりとらせていただいた内容という形で、安く経済的にという形の位置づけなんですね。同じ効果が発すると思います、実際。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 安く安くというそこしか聞こえなかったんですけれども、安くではなくてまちづくりということで考えたときに、効果は変わらないと、同じようなところに道路ができるんですから、確かに人が歩いたり車が走ったりするときにはそんなに違いはないのかもしれないけれども、まちづくりのこの形状の問題を含めて考えたらこれはないだろうと私は言いたいんですね。だから、お金の問題はその次なんじゃないかと。やっぱり町並みをどういうふう将来にわたって残していくのかという。皆さん景観条例もつくったんでしょう。景観条例もつくったのにこんな感じで道路をつくっちゃうのかなというそんな気もしますし、そういう点ではもっと将来の高城町をどうするんだという構想を含めた道路計画にしないと、

うまくないんでないかなという気がするんですよ。ここから願立寺さんのお墓の下のあたりまで延びていく道路になっているわけですから、この道路を全体やっぱり将来的には拡張して、安心して自動車が通れるとか緊急用の車両が通れるとか、そういうことを構想して道路というのを考えるべき筋のものではないかとそう思うのに、ここで何回もクランクで走って歩くような道路にしていっていいのかと。私は勝新堂さんに本気になって、いや、移転も含めて道路の計画をしたいということをすべきだったのではないかと思うんですが、その辺どうなんでしょうかね。将来のまちづくりということを考えたら絶対そうあるべきだと思うんですけれども、課長さん、どうでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 1つは、もちろん私もここを通っていますので、大きくなればいいなという部分で今野さんと同じ考えですけれども、ただ相手がありますのでもちろんそういった部分がありますので、できるだけ効率よくという形でのクランクとかそういった部分はこれから一応改良していくような形になろうかと思えますけれども、一番最初にこうすればよかったという部分と、なかなか復興庁との話し合いの中ではそういった形では進まなかったという結果という形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 復興庁と言えど何でも済むような話になってしまうんだけど、やっぱりまちづくりなんでしょう。さっき効果促進事業というのがあったけれども、こういう道路に効果促進事業があるかどうか知らないけれども、まちづくりする上でこれぐらい効果促進的な予算があったっていいんじゃないかという思いが私はするんですよ。こういうところにこそそういう促進事業も含めた予算をつけてもらって、将来にわたって必要な計画を進めるということが必要なんじゃないかと。復興庁、復興庁って何なんですか、一体、復興庁って。じゃ、何を復興させているのか。道路をつくれればいいのかというそういう話じゃないか。将来のやっぱりまちづくりを含めてどう道路をつくるんだと、避難道路をつくるんだと、こういうことにならなかつたら、私は復興庁、復興庁といって何が復興庁だと言いたくなる話だと思いますよ。だから、課長、まちづくりという観点から考えたときにどう思いますかと。そしたら、私と同じだと。だったら、なぜそうしなかったんだと。復興庁の責任なんですか、これ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、効果促進事業についてはこれは該当になりませんので。

（「わかっています」の声あり）気持ちは同じですので努力はしたんですけれども、結果的にここまでということで一応認められたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりますよ。だから、こうすれば認められないのはわかるんだけど、まちづくりという側面から見たときにこれではだめだと言っているんです。それについてどう考えているんですかということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 私なりに理想はありまして、ここの部分だけではなくていっぱいやらなければならない部分があるといった部分がございます。その中では、今回震災で被害を受けたという中で、できるだけ多くまちづくりのためにとあわせて避難道路とあわせて生活道路も楽になるようにといった関連で一応計画したつもりでございます。ここの部分については、部分的にはこういった箇所もありますし、全体的にとれた部分もありますし、駅前とかはとれていますのでそういった部分もあるし、そういった中ではよくとれたなと思っていますので、できるだけ頑張って早く実行していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） とれたからいいという問題ではないと思っているんですよ、私は。つくればいいという話に聞こえてくるんですよ、そうすると。必要な箇所は確かにいろいろやらなくてはいけないところをいっぱい担当課でも持っていると思います、それぞれ。ここも直さなくてはならない、あっちも手を入れなくてはいけないとあると思いますよ。金がついたからそれでやってしまおうというのは、でもいかななものかと。違うんですか。私は、だから最初から言っているとおり、まちづくりの観点で考えたらこの道路はないでしょうと言っているんですよ。そこを納得させる答弁をしてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 根本的に今野さんと同じ考えだったものですから、まちづくりのために計画した内容で一応復興もあわせてという形での計画です、全てですね。たまたまここは一応こんな形で6メートルとれますので、ここはここで一応よしとすべきだと考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 別のところはうまくいって、たまたまここだけがこうだという話をしているのではないですよ。私はここが大事だから言っているんですよ。ここが大事だから言っ

ているんです。さっきから言っているように、ここがどういうふうに昔の県道だったこの高城の商店街の中心の道路から光陽台に向かう道路を拡幅しながら進めるって、大事なことではないかと思うんですよ。例えばいろいろな議論があるわけでしょう。鈴憲さんかな、あそこの脇の道路も広げますよと。昔はあそこからまっすぐにこの道路をつくってくれたらいいのではないかなんて言う人もいたぐらい、やっぱりまちづくりをする上で道路の計画ってうんと大事なわけでしょう。せっかくこういう機会にその道路の計画をすることができたのに、こういう道路の計画にしてしまったらうまくないのではないかなと思うんですよ。それを課長、これでも何とか一生懸命やってとれたんだと、それで終わっていいのかと。違うんでないですかね。私はここはやっぱりきちんと勝新堂さんとの話し合いも含めて、私だったらこの計画した道路のところにぜひ勝新堂さん移っていただけませんか、そしてこちらは道路にさせてくださいとそういう交渉はしなかったんですか、じゃ。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） してはいません。

○議長（櫻井公一君） していないということです。今野議員。

○8番（今野 章君） なぜしなかったんですか。やっぱり復興庁との関係で金がかかり過ぎるからなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりです。効率性と経済性を上げての一応計画にしていますので、最初から建物はかけないという考えでいますので、最初からそういう考え方を持っていないという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 経済性だけ追及するとそういうことになっちゃうのかなと気がするまさにいい例だと思うのね。やっぱり私はせっかくの機会にそういう道路の計画ができるのでありますから、そういう点ではやはりまちづくり、将来にわたってこれはもうつくったら、あと次につくる機会はまだ何十年、何百年ないかもしれないんですよ、今回逃したら。それなのにこれでいいのかという思いがしてならないということだけは申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） では、次に質疑を受けます。ちょっとお待ちください。今2人、手が挙がりましたので、まずここでちょっと休憩をとりたいと思います。再開を14時20分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後２時２０分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

それじゃ、質問を受け付けます。６番小幡公雄議員。

○６番（小幡公雄君） ６番小幡です。

私もずっと審議になっておりました高城のこの枝線ですね。これについて、まず６メートルのやつを３カ所、誰がこれをまず発案したんですか。それをまずお聞きしたいです。

○議長（櫻井公一君） この経緯。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 高城地区の避難計画を進めていく上で、最終的な避難先は松島運動公園のほうに避難路を集中させたいという大きな構想の中で、高城町はこのように密集地区になっております。どうしても横断方向に人の流れが出るということで、既存の横断方向の道路だけでは人数がなかなかまとめられないということで、横断方向の路線について復興庁といろいろ協議を進めてきたという経過がスタートラインでありました。その中で、現在の位置に落ち着いたという経過でございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○６番（小幡公雄君） 震災後に被災地というか見て歩いたときに、例えばこのかつしんどうさんだかしょうしんどうさんだかわかりませんが、ここのところが壊れていて取り壊しをしなきゃならんということがありましたね。多分その場所でしょう、これ。（「隣」の声あり）隣か。それを言うつもりはないんですが、さっき今野議員さんがおっしゃるように、私は思っていたのは、勝新堂さんを建物を引っ込ませて土地交換で土地買収はいいと、国にお願いをして建物を引っ込ませてもらって、そして今野議員が言うようにここはきちっとした道路として１本につないでいくと。それぐらいの技術は今日本にはあるわけですから、そういうことを考えたらいいいのかなということを思っていました。

これをこのまま賛成しますと、私ども議員は今回の議会報告会を終わったばかりですけども、お前ら何やってんだと。今回も４カ所やっているわけですけども、１担当が２カ所で。お前らは何やってんだと町民からご指摘を受けるわけですよ。これを認めるとなると、小学生だってこういうことは認めないんじゃないかというのがまず私の頭にありますね。そうすると、これはいっぱい補正で出ちゃったんですけども、さっき最初の話聞きながらこれは賛成できないなという中で、細かい各議員さんの論議がなされてきましたから、中西課長のことでですから自分もそう思っているというのでありますから議会も応援いたしますので、

みんなでこの道路が必要だという合意がなされるのであれば、勝新堂さん1軒ですから、何とかみんなで力を合わせて高城の町の景観のためにも、あるいはそういう災害時の避難路としても十分に機能すると提案も含めて申し上げたいと思います。現状のままであれば、議員としてはこのような計画は私個人としては認めるわけにはいかないですね。お粗末過ぎます。以上、お答えください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 議員さんの思い入れもわかりましたので、これらは勝新堂さんとまだお話ししていませんし、どういう方向になるかという部分は復興庁さんとも、復興庁さんは大体見えますけれども、その後をどうするかという部分については、ちょっと時間をいただかないとわからないといった部分がありますので、そういった交渉する時間をいただかないと今の結論は出ないということになります。ただ、議員さん方、皆さんがそういう方向で当たるべきだということであれば、一応そういう方向でやっていきたいと考えております。（「職務代理者の」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

○6番（小幡公雄君） あとは議長にお任せいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、もうお一方。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 私もこの避難道路整備等について、まず1号、2号、3号とあるわけですが、実際にこの問題等については、地権者との用地交渉等にこれから当たるわけでしょうけれども、この地権者としての協議がまず第1点、されているんでしょうか。1号、2号、3号について。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 1号については、まだしておりません。2号、3号については、しております。基本的に了解をするということでの返事をいただいているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、2号、3号は地権者との協議で売買に応じる可能性はあるということで進めたんだろうと思うわけであります。

しかし、ここに来て今言われております勝新堂さんの前の1号線ですか、ここには先ほど来出ているわけでありましたが、ここに既に勝新堂さんの前のところにあそこは何メートルあるんでしょうかね。2メートルちょっとぐらいの町道があそこにあるわけですね。この町道

等についての昔からの流れからいって、あそこは問題があった道路ではないのかと私は思っているわけであります。

この際、あそこを解決すべきでもあって、今回の道路整備等については、ここの考えを調整しやっていく方向が一番いいのではないかなとそう思うわけであります。

もしここに2.5メートルでしたか、2メートル、わかりませんけれども、勝新堂さんの前にある今町道認定されている道路等について、これからの協議の中でこれは解決できる見通しは立っているのでしょうか。もしその点からまず聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もう片山さんはご存じだと思いますけれども、勝新堂さんの前の町道については、底地は松島町ではございません。勝新堂さんの名義ではないんですけれども、相続がありまして今現在の息子さんの名前になっているということでございます。そういった経緯がございますので、それらを含めて一応その部分についてはちょっとお話しさせていただきますんですけれども、そこからちょっとここの道路をどうするかという部分についていろいろな形で復興庁とも話をきて、今現在このような形でご提案をさせていただいているということです。この際ですので、一緒に全体を解決したいというのはもちろん思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） この際だから全体的な解決をするということであるならば、ここの今1号線の幅員6メートルの道路ですか、実際にここの空き地をはかってみますとあそこは何メートルあるんでしょう。10メートルぐらいあるんでしょうかね。そうすると、ここに6メートルの道路をつくと4メートルぐらいの残地が残るのではないかなと、そのように思うわけでありますよね。町としてはここの残地全部、6メートルでなくてその今の空き地を全部購入する計画なのですか。それとも、ここを勝新堂さんとの関係でそこをセットバックするとか何かで、将来的な今通っている町道等についての解決策をここで決着をする考えなのかどうかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この提案の中では、後ろの部分、6メートルを買わせていただきたいということでのご提案でございます。ただ、残地についてどうするかについてまだ地権者と当たっていませんので、どういう意思があるか、一応きちっと確認しないとちょっとわからないと。ちょうど半分ずつありますのでどうするかと。当たっていないのでちょっとお話

はできませんけれども、ただ今言ったように勝新堂さんにかけて、勝新堂さんの前をかけるという部分については、今先ほどから言っているように、それは時間をいただいてちょっと検討しないとそれはちょっとわからないと。この場では一応回答できませんよということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） やはりここは一番ネックなんですよ。勝新堂さんの前の町道等については、いつになったら解決できるのかなと。勝新堂さんの今の息子さんの代になってもいまだこれ解決されていないと。当時のお父さんの時代から、おじいさんの時代なんではないかな。そのあたりからのこの問題点がずっと尾を引いているわけでしょうから、いまだにこの問題は解決されていないということを含めると、今回はいいチャンスになるのではないかなと私は思っているわけであります。そういう意味でも、ここの幅員6メートルの道路をつくったとすれば、今言った残地4メートルぐらい、私は残るのではないかなとそう思うっているわけであります。その辺を含めまして、やはりここの今回の1号線については十分に検討されてから提案すべきではないのかなと思いますので、この辺について副町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 職務代理者。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） ちょっと今整理しなければならないので、建設課長とちょっと時間をいただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、暫時休憩いたします。議員の皆さんは控室をお願いします。

午後2時31分 休 憩

午後2時54分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

4番片山正弘議員の質疑に対する答弁から入ります。答弁、高平副町長。

○町長職務代理者副町長（高平功悦君） 高城枝1号線なんですけれども、幅員6メートルということなんですけれども、実際あそこの現場は残地もできるということなので残地も含めて町で用地買収と。土地開発基金とかの活用を含めてどうかということで、まず地権者に当たりたいと思います。その後に地権者がオーケーとなれば、あとは勝新堂さんと移転も含めた等価交換、等積交換になるかは別として、そういう形で引き家とかも含めて勝新堂と話し合いをしたいと思います。それと同時並行で、復興庁ともこの方向でどうかということで話し

合いを進めていきたいと思います。

それで、実際町でそのまま進めるのではなくて、結果そのものの経過、実際進める前に議会に何らかの形で報告の場を設けていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○４番（片山正弘君） そういう方向で、一番よりよい方向での避難道路整備というのが私は望まれると思っております。そういう意味で、ぜひ今副町長が言われたようにこの用地交渉等について十分に配慮していただいて、よりよい方向に進めていただきますことを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第134号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第134号平成26年度松島町一般会計補正予算（第７号）については原案のとおり可決されました。

日程第２４ 議案第１３５号 平成２６年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第135号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第135号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第135号平成26年度松島町国民健康保険特

別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議案第１３６号 平成２６年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第136号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第136号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第136号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第２６ 議案第１３７号 平成２６年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第４号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第137号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第137号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第137号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第138号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第138号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この浪打浜のほうにちょっとお尋ねいたしたいと思います。

上からずっと45号線まで200メートルということであります。今回の工事は、もとの松谷元町長のほうをこのように排水溝を設けていくということであります。そのときあそこは道路もかなり傷んでいる部分があると思うんですね。そういうことを含めまして、あの辺の道路整備も一緒になって、この管を埋設するとき、道路の状況とかなんとかというのは、あの辺は全部きれいになるわけでしょうか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 道路は建設課さんと協議しておりまして、最初に雨水管を整備し、その後に避難路の形で最後にはきれいになるという形になってございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういふことできれいになると。当然そのようにしてほしいんですね。それで、上からずっと流れてくると、そして45号線を横断すると。これは1回聞いたことがあるんですけども、また再確認です。45号線からそのまま流していくと。そして、話によるとその圧力でもって雨水はそのまま直接海のほうに流れていくと。そういう圧をかけなくたって大丈夫だということがちょっと前に聞いたかなと思うんですけども、その高低差でもってぱっと流れていくということは変わらないんですか。大丈夫なんですか、圧をかけなくたって。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 提案の理由の中でもちょっとご説明しましたが、田町歩道橋から上の部分の排水区を直接この管に乗せて、図面のちょうど右側の下のほうに吐き口とありますけれども、そこの吐き口に直接吐くという計画でございます。この吐き口までの管というのは、27年度以降ということで県と公園管理事務所の関係との整合性がございますので、そのときに一緒にやりたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だから、その高低差を利用して、そのまま直接海のほうに全部雨水が流れていくんですかと聞いたの。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 雨水はそのまま高低差を利用して流れていきます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大丈夫なのね。

それと、この45号線沿いなんですけれども、この計画にはないんですけれども、この45号線の海岸より白帆さんとかあの辺の道路、いつも建設課とか水道所長のほうには何とかしてほしいと、この排水。あそこはやっぱり大雨が降ったり、上げ潮になりますと、この辺、逆流してくるわけですね。その辺の対策はこれとは直接関係ないと思いますけれども、その辺の対策はどうなりましょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） まだちょっと27年度具体的に計画はお示ししておりませんが、その辺の白帆さんの水に関しては、貯水槽、そこで受け入れるという計画でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 貯水槽というのは、このグリーン広場の四角のやつ、そこで受けるという事でいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） ここにちょっと雨水貯水槽という形でちょっと見にくくて悪いんですが、四角の部分があるんですが、ここで一応受け入れて、上のほうに吐き口とありますが、ここで吐いていくという計画でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 全部そこで集めて、そしてこの辺に住んでいる人たちが大雨が降ったり、上げ潮になったために大騒ぎにならないようなこういう施策をとっていただければいいんですよ。その辺をやりますと、確約しますと所長から言っていただければ、対応しますと言っていただければそれでいいと思いますけれども、どうですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 雨水排水計画はいろいろる協議をいたしまして、上に構造物が公園の上のところにつけられないということで、貯水槽を計画したわけでございます。それで全部対処をし切れるという計画でございます。（「その辺、じゃ、理解します」の声

あり)

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第138号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第138号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第139号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第139号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第139号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第139号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決しました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、あす16日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時08分 散 会